



の規定による届出をして協定を締結するとともに、「を削り、当該仕向地に輸出すべき当該貨物の国内取引」を「特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引」に改め、同条第二項中「次の」を「前条第二項」に改め、第一号及び第二号を削り、同条に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日から起算して二十日以内に当該申請に係る協定について認可又は不認可の処分をしなければならぬ。

4 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において、当該申請に係る協定について第一項の認可があつたものとみなす。

第五條の三第一項中「であつて政令で定めるもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の協定に準用する。

第六條第二項及び第三項中「同条」を「第五條」に改める。

中「に改め、」を「に改め、同条第二項中「所属員(輸入組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。)」を「組合員」に改め、」に改める。

第二十八條第一項中「次の各号の一に該当する場合に限り、」及び第一号から第四号までを削る。

第三十四條第一項及び第二項中「の同意を得なければならない。」を「に協議しなければならない。」に改める。

以上であります。

本修正案の要旨は、第一は、生産業者と輸出業者との国内取引につきまして、協定認可の申請がありました場合に、二十日以内に認可または不認可の処分がなされない場合においては、当然二十日過ぎますと、その協定は認可されたものとみなされるということが、その重要な問題であります。

それともう一つは、この認可をする場合において、第三十四條第一項の公取の同意を得なければならないことになつておりましたのを、今度は通商産業大臣が協議して、認可するしないを決定する、こういうことに修正をした、こういうことがこの修正案の骨子でございます。

どうぞ御賛成をお願いいたします。

○田中委員長 たいだいま日本社会党両派の共同提案として、本案に対する修正案が提出せられました。この際本修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。帆足計君。

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する修正案

輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 目次中「第四十條」を「第四十一條」に、「第四十一條」を「第四十二條」に改める。

(2) 第二十三條第一項中「次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由」を「特定地域との貿易に関する決済のための政府間の取極が実施されている場合において、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との間に不均衡を生じ、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との関係を調整しなければ、当該取極の円滑な実施が困難となり、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の關係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において当該事由」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項第一号中「各号の一」を削る。

(3) 第三十一條第一項中「各号の一」を削る。

(4) 第四十七條中「第四十二條、第四十三條を、第四十三條、第四十四條」に、「第四十五條を、第四十六條」に改め、同条を第四十八條とし、第四十六條を第四十七條とし、第四十五條中「第四十條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十六條とする。

(5) 第三十八條を第三十九條とし、以下第四十四條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十七條の次に次の一條を加える。

(中小企業者の意見の尊重)

第三十八條 第二十八條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。)、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む。)、又は第三十一條第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするとき、又は第六條第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む。)、第十一條第三項若しくは第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による処分をしようとするときは、通商産業大臣又は当該貨物についての主務大臣は、あらかじめ、当該制限又は処分に係る輸出業者、輸入業者、生産業者又は販売業者のうち中小規模のものに意見を述べべる機会を与えなければならない。

2 第五條の二第一項、第五條の三第一項、第七條の二第一項、第十一條第四項第十九條の四第一項又は第二十三條第一項の認可を受けようとする者は、当該認可を受けようとする事項について少数意見があるときは、これを当該認可の申請書を附さなければならぬ。第五條第一項又は第十一條第二項の届出をしようとするときも、同様とする。

○帆足委員 両派社会党を代表いたしまして、両派社会党共同提案による一修正案を御説明いたします。

それでは最初に修正案を朗読いたしまして、しかる後趣旨を説明させていただきます。

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する修正案

輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 目次中「第四十條」を「第四十一條」に、「第四十一條」を「第四十二條」に改める。

(2) 第二十三條第一項中「次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由」を「特定地域との貿易に関する決済のための政府間の取極が実施されている場合において、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との間に不均衡を生じ、当該特定地域を仕向地として輸出する貨物の輸出額と当該特定地域を船積地として輸入する貨物の輸入額との関係を調整しなければ、当該取極の円滑な実施が困難となり、当該特定地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼし、国内の關係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがある場合において当該事由」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項第一号中「各号の一」を削る。

二

(3) 第三十一条第一項中「各号の一」を削る。

(4) 第四十七条中「第四十二条、第四十三条」を「第四十三條、第四十四條」に、「第四十五条」を「第四十六條」に改め、同条を第四十七條とし、第四十六條を第四十七條とし、第四十五條中「第四十條」を「第四十一條」に改め、同条を第四十六條とする。

(5) 第三十八條を第三十九條とし、以下第四十四條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十七條の次に次の一條を加える。

(甲) 中小企業者の意見の尊重

第三十八條 第二十八條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む)、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(第三十一條第二項において準用する場合を含む)又は第三十一條第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするとき、又は第六條(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第十一條第三項若しくは第五項又は第二十三條第三項)の規定による処分をしようとするときは、通商産業大臣又は当該貨物についての主務大臣は、あらかじめ、当該制限又は処分に係る輸出業者、輸入業者、生産業者又は販売業者のうち中小規模のものに意見を述べられる機会を与えなければならない。

2. 第五條の二第一項、第五條の三第一項、第七條の二第一項、第十一條第四項、第十九條の四第一項又は第二十三條第一項の認可を受けようとする者は、当該認可を受けようとする事項について少数意見があるときは、これを当該認可の申請書に附さなければならない。第五條第一項又は第十一條第二項の届出をしようとするときも、同様とする。

修正案の原文はこのようなことですが、要点をかいつゝまんで申し上げますと三點ございます。

第一は、組合法と申しますものは同業者の集まりでございますから、その意見が尊重されて、官僚独善を牽制する作用も持つことは当然であります。しかしとかく組合の幹部が運営を壟断いたしましたして、財閥大資本に偏重するおそれがありますことは、皆様の御承知の通りでございます。しかるがゆゑに、その運営に当りましては、その組合員の中堅の産業または小規模の産業の意見も公正にくみ取り、そして公平な運営をせよという趣旨でございます。このことは大部分は運営にありまして、自己の権利に関する限り一步も譲らず、自己の責任に關する限り完全に果すという独立自主の氣魄が國民にあれば、あえて過去のごときことをこれほどまで心配しないでよいのであります。由來泣く子と地頭にはかなわぬという弊風が國民にありまします上に、財閥の支配の強い國、こういう支配の強い國であります

ため、中小企業者の利益並びにその発言は不当に抑圧される傾向にあるのでございませう。従いましてかかる通弊を少しでも修正いたしたために、この二ページの「中小企業者の意見の尊重」という項目、すなわち第三十八條を挿入いたしましたして、政府が調整に關する事項を決定しようとしたとき、中小規模のものに十分に意見を述べられる機会を与え、その立場を尊重するようにしていただきたい。これはおそれなく党派を越えまして、同僚議員の皆さんのひとしく御同感のことであろうと考へまして、このような条項を修正案として出しました。

第二は、組合には多数の組合員がおりまして、多数と少数に分れるわけでございます。由來この國におきましては、ささたる意見の相違にも非常にかたが立ちやすい國でありまして、たとひ多数になつたならば、少数意見を無視して顧みないという弊風が非常に強い國柄でございます。従いまして少数意見に対しまして、くむべき点は十分にくんでもらつて、組合の公正な運営を期してもらいたいという趣旨で、最後のページの第五條に、行政機構に對して組合經由によつて意見を上申します場合には、少数意見もこれを上申するようになしておいてもらいたい、こういうことでございます。

最後に、最初の項目に第二十三條として長々しく書いてありますことは、これは中國に對して輸出入調整組合を設立するということを予想して書かれた条項でございます。御承知のように、中國は、進出口公司の統制のもとに、窓口が一本に近い形で貿易がされ

ておりますので、日本側においても、輸出または輸入について、少くとも品質と価格の問題については統一の行動が必要であるというところは、世論のほぼ一致するところでございます。しかしながらそのような操作であるならば、輸出入取引法今次の改正案の中の輸出の統制、輸入の統制の事項を適用すればよいのであつて、今直ちに輸出入調整組合を作る必要は、中國に對してはなからうと思つております。現に輸出入両方合せた組合は、中日貿易會等適當な機關が自主統制の実をあげ、兩國間で円滑な運営が行われておりますので、むしろ業界の自主統制を尊重いたしまして、そして輸出について統制が必要であり、輸入において統制が必要であります場合は、輸出入取引法のそれぞれの条項を適用いたしますならば、輸出における乱売の弊も防止し、輸入における買ひあさりの弊も防ぐことができると思つ次第でございます。しかるがゆゑに、中國に對して輸出入取引法を適用いたします時期は、むしろバートル法が緩和されまして、全面的にその必要が生じ、兩國間に通商協定が結ばれまして、インドネシアと同じような政府相互間の協定が結ばれましたときで十分であるまいかという趣旨をもちまして、第二十三條の第一項は削つたわけでございます。

しかしながら、インドネシアとの取りきめ等がございます。そういう國に對しまする輸出入調整組合というものはあつてよからうということ、その項はもちろん残しておるのでございませう。

このような趣旨でございます。か

ら、どうか各党同僚議員皆様の御賛成を切に要望する次第でございます。

○田中委員長 これにて兩修正案の趣旨説明は終了しました。

これより兩修正案に對し質疑を許します。質疑は、理事會の申し合せによりまして、各党おおむね二十分ずつでありますから、発言者は適宜御質疑願います。南好雄君。

○南委員 修正案につきまして一言だけ、これは質問並びに意見を申し上げたいと存じます。

現在の日本の置かれた状況から考へますと、この改正案の趣旨につきましては、私個人といたしまして、非常に時宜を得た改正だと考へておるのであります。法律体系の上から見ますと、非常に大きな意味を持つておるのであります。事輸出に關係いたしますと、その商品が輸出品でありまします場合には、内地におきましてもいゆるメーカーの協定ができる、こういうところまでこれが広がつておるところから考へますと、いわゆる独占禁止法との關係におきまして、今度の改正は非常に大きな意味を持つておるのであります。今まで現行法におきましても、輸出品または輸入の組合とメーカーとは、輸出品につきまします協定はできたのでございませうが、今度の改正の結果、いわゆるメーカーだけが、輸出品について内地の協定もでき、しかもそれが全国的な場合といへども独禁法違反にならないというところに、非常に大きな意味があるのであります。こういう場合には、法律上いゆる組合の形を作らずに、單なる協定によるカルテルのようなものができるというところに、今度の改正

の非常に大きな意味があるのであります。これは公取の横田さんにお聞きしたいのであります。もし組合とメーカーとが協定をいたします場合に、個別的にメーカーと協定するのか、それとも任意な組合とその組合との協定をするのか、どちらの方にするのか、それが一点。

それから事輸出に關係する場合におきましては、任意的な、メーカーの主要部分の連中が任意に作られるいわゆる協定を独禁法から除外する關係が、私は非常に大きな意味を持つて参ると思ふ。ここまで参りますと、どちらかと申しますならば、今までの公正取引委員会の動きと申しますものは、私は少し間違つておるのじゃないかとさへも考へるのであります。従来この公正取引委員会と申しますものは、どちらかと申しますならば、法律の規定によつて……。

〔発言する者あり〕  
○田中委員長 速記がとりにくいようでありますから、できるだけ御静粛に願います。

○南委員 形式的違反といふことだけを目標にして法律を運用された傾きがあるのではあります。たとえて申しますならば、そば屋の全副的な値段の取りきめあるいは地域的な取りきめを、独禁法違反として処罰する、あるいはふるも理髪屋もというように、単に法規的に形式的に、地域的なあるいは全副的な協定について、非常にシビヤに独禁法を適用される反面におきましては、通産大臣の勧告さえあれば、紡織連合会の、いわゆる加盟生産者におきまして協定などは、これは明確に独禁法に違反をしております、今

日法の運用を非常にちゆうちよされるというふうなことで、私は、公正取引委員会の法律の運用につきましては、多大の疑問を持つておたのであります。今日の日本の置かれた輸出入状態から見て、ここまで広げることが非常に必要ありと私も思いますけれども、今後あの私的独占の禁止に關する法律を適用する場合において、あなた方の職責というものは非常に大きい。いわゆる消費者の利益をどの点においてこの法律で調整を求めていくかという点になつて参りますと、私は、今までのような考へ方で公正取引委員会が動いては、これは必要のない法律になつて参ると思ふのであります。そこで消費者の利益と申しますことを十分に頭に置かれて、單なる形式的違反ばかりでなく——これは法律の運用によつて形式的な違反を追究することは非常に簡単で、だれでもできることでありますが、そういうような法の運用をせず

に、ほんとうに、消費者の利益を度外視するような場合は、相手がだれであらうと、信念を持つて私的独占禁止の法律の運用に當つていただきたい。貿易の状況によりまして、やむを得ずここまで広げて参りますが、今後におけるあなた方の法律の運用につきましては、一段の留意を願いたい。さらに進んで公正取引委員会といたしましては、独占禁止法をいわゆる審判体系に変えていく必要があるのではないかと、ほんとうに消費者の利益を度外視する、たといそれは貿易上必要であつても、公共の利益に反するような場合に

おきましては、たとい法律上違反はななくても取り上げて、これを禁止し得られるような、上からながめていくようなものに今後は独占禁止法を変えていく必要があるのではないかと。今の横田さんの個人の見解でけつこうでありますから、できるだけすみやかな機会において、私的独占禁止のこの法律を、今私が申し上げましたような趣旨に改正する意思があるかどうか。ぜひともそういうふうなやつていただかなければ、ただ単に独禁法を法律の領分において変えていくことは、非常に公取の仕事をしにくくするというふうに考へられてならないのであります。第一点の答へと、第二点のあなたの見解を率直に回答されることを望んでやみません。

○横田政府委員 ただいま南委員の叱咤御激励のお言葉を伺ひまして、非常に感激いたす次第でございます。第一点につきましては全く同感でございます。まして、力及ばずして成績の上らないことを恥かしく存する次第であります。私どもの考へも南さんの御指摘になつたところも変らないのでございます。

第二点といたしまして今審判体系とおおっしゃいましたが、もう少し独占禁止法のやり方について工夫してはどうかというお言葉だと思ひます。数年間の経験によりましてわれわれもいろいろ考へておることはございしますが、しかし今この場において果してどういう形に持つていったらわれわれとして日本の経済界に最も役立つような独占禁止法の運用ができるかということにつきまして、ここではつきり申し上げる用意はございませんが、その点につきましてもたまたまいろいろ検討いたしておりますことを申し上げておきます。

○中崎委員 議事進行について。きわめて重要な部分にわたつての修正案が突如として民主党から提案されたのであります。そうなりますと、われわれはこの問題についてさらに基本的、根本的にさかのぼつて検討しなければならぬと思ひますので、私はすみやかに通産大臣の出席を要求したいと思ふのであります。

○田中委員長 速記をやめて。  
○田中委員長 速記を始め。伊藤卯四郎君。  
○伊藤卯四郎委員 修正案提案者の山手君に質問いたします前に、公取委員長に先に質問をいたしたいと思ひます。というのは、この輸出入取引法の一部を改正する法律案は、公取委員会ときわめて重大な關係があることは申し上げるまでもありません。従つて政府から一部改正案を提案されるに當つて、横田公取委員長は十分意見を聞かれ、またみずからの意見をお述べになつて修正案が出されたものかどうかという点について私が非常に疑問を持つて参りましたのは、ただいま山手君から修正案が提案され、その説明によると、公取委員会の権限というものを剝奪する、いわばカニの手足をもぎとつてしまつて公取委員会は無用である、こういう結論を下す意図をもつて山手君の修正案が出されておると思ふのであります。従つて横田公取委員長としては重大なる関心を持ち、決意をされなければならぬ立場であると思ふ。こういうものがこのままの形で出されて、公取委員会の存在というものに何ら不安を感じられないのか、その使命を果され得るかどうか。これは非常に重大な關係を持つので、この政府改正案と山手君の修正案がもし国会で議決されたとするならば、公取委員会は重大な關係に立たされるのであるが、そういう点について率直なる御意見を御発表願ひたい。

○横田政府委員 今回政府から提案になりましたこの改正案につきましては、昨年の暮れからことしにかけて主として通産当局と公正取引委員会との間にきわめて慎重な検討が行われました結果、二、三の点につきましていろいろ意見の食い違ひがございましたが、それらの点が一一つ解決されまして、最後の形におきましては完全に両者の意見の一致ということになりましてこの提案になつたわけでございます。

ところで先ほどの山手委員からの修正案でございますが、この修正案につきましては、こまかな点につきましていろいろございしますが、しかしそれらの点は大體運用において何とかできるものと私は考へておりますが、ただ公正取引委員会といたしましてどうして御同意できませんか、認可に當りまして公正取引委員会の同意を必要といたしておりますものを、協議で足りるといふことに修正せられんとおる点でございます。この輸出入取引法におきまして協定等につきまして、認可をいたします際に、あるいは届出をいたしましたものにつきましてこれを認めます際に、法律上の要件がいろいろ規定してございまして、この中には通産当局の主として關係の部分と、それから主として公正取引委員会の独占禁止法的な観点からいたします要件とがあるわけでございます。この独占

禁止法的要件は、条文について申しませんが、その内容が不当に差別的でないこと、この点は先ほど社会党の御案の中にもございましたように、カルテルが結成されました場合に、それがすべての業者に差別的でなければいけない。この点は独占禁止法の面から嚴重に考えなければならぬ点でございます。第二点といたしまして、協定に参加し、またはその協定から脱退することを、不当に制限する点も、やはり独占禁止法の観点からよほど注意をしなければならぬ点でございます。最後に、最も重要視しなければならぬ点は、国内の關係事業者または一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと、これはただいま兩委員から特に御発言がございましたように、この点が独占禁止法の点から申しまして、こういう輸出に關しまするカルテルを認める際に最も注意をしなければならぬ点でございます。この三点を檢討いたしますことが、公正取引委員会の重要な役になっておるわけでございます。従いまして、たとえば認可に當りましてこの三つの点につきまして不幸にして通産当局と意見が食い違いました場合は、やはり主たる主管庁でございます公正取引委員会の意見を尊重していただくかなければならぬ筋合でございます。この点が単なる協定というふうなことで、公正取引委員会から申し入れましたことを通産当局で採用しなくていいという形になりますことは、どうしても御同意がいたしかねるのでございます。これはもちろん現在の通産大臣あるいは現在の

通産当局は、この改正案の折衝の際におきましても、おそらくこれらの点について、公正取引委員会からいろいろ申し上げますれば、十分にそれを尊重していただけるという自信はございます。しかし一國の一つの制度といたしましては、やはりその点についての法律上の保障がなければならぬと私は考える次第でございます。その意味におきましてこの協定という点に對しては、あくまでも原案の通りに行っていたらいいというものが公正取引委員会といたしましての強い要望でございます。

○伊藤(卯)委員 なお横田委員長にお尋ねしなければならぬ点が多々ございまして、ただいま横田委員長の御意見を伺いまして非常に重大な点であると感ぜましたので、この点委員長に私の意見を申し上げ、委員長はこれをどのように処理されるかをお伺いしたいのでございます。それは横田委員長からお聞きのように、民主党、自由党からの修正案、いわゆる山手修正案に對しては同意ができませんということをお察しなされたのでございまして、さうしてまた公取委員会の意見を尊重されてないということも明らかにされたのであります。従ってこれは民主党と自由党とが一緒になって採決をされるということになれば、この公取委員会の同意をしない、意見を尊重されないうち、反対であるということも、その委員会では通過するのだから、そうすれば民主党は御存じの通り与党である、それで与党民主党が自由党の同調を得てこの修正案を本委員会で可決されるとするならば、通産省と公取委員会とのその關係というものは、私はいきわめて

重大なる關係がここにありと申すのであります。従って与党である民主党からこのようなものを出しになる場合には、通産省はもちろん公取委員会との間においてもそういう点等は私は十分了解があつて出されなければならぬものであると思つております。そういう食い違いのある修正案をここに出して、これを直ちに議決をされようというふうなことをやられることになれば、われわれは重大なる決意をしなければならぬ。従って石橋通産大臣がどのようなお考えを持っておられるのか、公取委員会と与党との關係をどのように調整されるのか、そういう点について委員長はどのようにお考えになるのか、この矛盾の点をこのまま、議事進行されるつもりであるかどうか。私はそれらの調整がつかうまで暫時休憩をされて話し合ひをされる必要があると思つておりますので、暫時休憩をしてこの調整をはかられんことを提案をいたします。

○田中委員長 ちよつと伊藤君に申し上げますが、ただいま石橋通産大臣の出席を求めておりますので、先ほど私が申した通り、石橋通産大臣に關する以外の質問をまずお続けたい。○伊藤(卯)委員 私らは大だいま議題として提案をされてあるこの法律案を審議してあるのである。この法律案についてお伺いの方の問題を私はただいま意見を申し上げた。これを処理されないうちに、これはそのままにしておいて、何かほかにあつたら議事を進行されるということ、私の意見を軽視されるものはなほだしいのであります。その意味においては私の意見等を尊重して、私の申し出の通りに処理されんことを委員長に強く要望いたします。

○田中委員長 速記中止。

(速記中止)

○田中委員長 速記開始。

○伊藤(卯)委員 石橋通産大臣がお見えになりましたからお伺いをいたさなければなりません。大臣もお聞きになっておられると思つて、多分御相談になつたのもあろうと思つて、実は先ほど山手君から輸出入取引の法律の一部改正について修正案を出された。ところがその修正案について横田公取委員長から、公取委員会の意見を尊重しておらぬ、従って同意はできない、こういう発言をされてあるのです。それは私も考えてみまして、横田公取委員長の御意見はごもっともである、そういうことを発言されております。従つて山手君の修正案は、民主党と自由党とが共同の修正案を出されておるのでありますから、これを無理に押し切らうと思つて、この委員会に採決すれば通る。ところがさうしてこの公取委員会は、ただいま申し上げたやうなことであります。そうすると、従つて今後この法律を運送されるに當つて当然行政上において問題が起つてくることを考えなければならぬ。そういう点から与党と通産省と公取委員会あるいは通産大臣、横田公取委員長あるいは与党幹部との間に、十分こういう点において調整をはかつて、しかる後に私は修正案を出されるということが妥当であると思つて、従つてこの三者の調整がつかうまで暫時この委員会を休憩して、それらの間の調整をはかつてもらいたい。こういうことを私は委員長に提案をして、当然今出された修正案について私は御意見を求められておると思つて、

が、もし求められておつて、横田委員長からの発言のようなことを無視してやられるとするならば、石橋通産大臣は公取委員会は要らないのだ、もうあれは実はやつかいものなのだ、あれがあるのではなはだ迷惑するからだんだんカニの手足をもぎあげ、もぎあげて、これはまずカニの親指をもぎあげてやるのだ、こういう公取委員会に對するお考えがあるのじゃないかと思つて、公取委員会に對する通産大臣の考え方をまず先に伺いたい。

○石橋國務大臣 公取委員会としては、もちろん建前を守らなければならぬ。私もしばしば申し上げるやうに、公取委員会の今の独禁法の適用は確かに必要だ。かように信じておるものがありますから、決して公取委員会をなげかりにするなんて気持はありませぬ。従つて今回議員修正で今の公取に承認を受けるというのを協議をするというふうに変えられることは、これは議員でおやり下さつたのでありますから私は何ら異論はございませんが、同時に行政上の措置といたしましては、してはあくまでも公取委員会の立場を尊重して公取委員会を軽視するようなことのないやうに努力するということだけを申し上げ得ると思つております。

○伊藤(卯)委員 山手提案者にお伺いいたしますが、お聞きのようなことであるが、なほ今のやうな食い違いをそのままにして山手提案者はこれを説明し、この審議を進めたらどうか。もしこのままの形であつたら今後この御説明の任に立つてやられるということであれば、今の答弁を通じてだんだんあなた

の立場は苦しい立場に追い込まれていて、従って提案者みずからが通産大臣と横田公取委員長との間で十分意見の調整をなされた上でわれわれにこの審議を求められるということが、この委員会を尊重されることになると思ふのであるが、そういう点についてどういふお考えになるか。私はあなたがりっぱな政治家として委員会を尊重されるなら、今私が申し上げたようなことをあなたみずから先に申し出て、そういう調整をはかっておいて、われわれに審議を求められることが当然であると思ふが、その点についてどうですか。

○山手委員 伊藤さんの御心配、いろいろもつとも思いますが、この修正案を作り出す上においては、公取の方にも連絡し、公取の担当課長そのほかの意見を十分聞き、あるいは通産省の考え方も十分にお聞きをいたしまして、この修正案の作成をいたしたわけでありませう。御承知のようにこの輸出入取引法のできましたのは占領の終結直後でありまして、あの当時はいふんぎびしい、何もできないような状況にありました。このようにがんばらぬことをやっておきながら、なおあの当時公正取引委員会は消費者の利益を害するとか何とか公取の立場で不満足云々された。そのあとまた修正をしたときも、それはある程度の緩和でありましたが、公正取引委員会はこれでは公正取引委員会の機能が十二分に果せないというふうなお話をいふんされた。今度またいろいろ通産省の立場、ことに実際の輸出の第一線に立つ

ておる人々の立場も考慮いたしまして、こういう修正案を出そうとしたし、公正取引委員会はもう台なしになつてしまふのではないかと御心配があるようでありませうが、終戦後十年たった今日、日本は輸出入貿易を盛んにする以外には生きていく道はないのでありまして、関係業者が十二分に機動的に動けるような立場を作り上げてやらなければ、日本の輸出はどうしても伸張しない。御承知のようにイタリヤやドイツなど非常にうまく機動的にやられておるのであります。小さな商売をやるのでも、あらかじめ何でもかでも公正取引委員会の意見を聞いて、その同意を求めなければ商売ができないといふこの法律の建前では、私はこれから先の日本の輸出振興は望まれないと思ふ。公正取引委員会は独占禁止法の番人でございまして、この修正案が通りまして、もしもそれが公正取引を害したり、国内の消費者の利益を非常に害するようなことがあれば、それを禁止したり、あるいは相当の処罰ができるわけでありまして、私どもは今大臣からお話がありましたように、公正取引委員会は今後とも十二分にそういう裁判所的といひますか、檢察的な立場は發揮をしていただくようをお願いしたいと思つておるのであります。あらかじめ何でもかでも公取の同意を得なければ商売ができないといふことでは機動性がなない。だから協議はいたしますけれども、公取の完全な同意を得なければ何も動けないというような体制は修正しよう、こういうことでもあります。

○伊藤(卯)委員 山手君は私の率直に聞いておること一言で答えられることをはずして、間違つたことを合理化する意味で長々とお説教のようなことを言われましたが、私はそういふことを求めておるのではない。求めておるのには、先ほどからお開きの通り、石橋通産大臣は、とにかく公取委員会は無視しない、横田公取委員長の意見は十分尊重するといふお考えを多分言われたものであろうと思つておる。そうすれば与党である民主連盟は大臣の意見に反し、横田公取委員長の意見は聞いておるといふけれども、それを尊重しておらない。従つてこの法案を無理に与党として押し切つてやろうとするならば、横田公取委員長の首を切らない限りはできない。それだけの腹をきめておられるのかどうか。もしもそこまで腹をきめておられないとすると、大臣と横田公取委員長と山手君なりと幹事の諸君の間で、まず調整をかけたから、この審議をわれわれに求められることがきつめて穩当であると思ふが、もしもこのまま押し切られようとするならば、私どもはこの矛盾したものをこのままの形で審議はできません。おとなくいかにぬちにならうと、おとなしく円満に審議をしてもらうように提案者から求めたら……。

○山手委員 伊藤さんの方に非常な誤解があるようですが、私と大臣とは全然意見が相違しておりませぬ。私どもも公正取引委員会を尊重するといふ建前には何ら変りはないのだが、事前に公正取引委員会に何でも持ち込んで、その同意を得る。今まで公取へ持ち込んで議論しておいて、商売をやるのに、通産省から許可を得るのに非常に長い間ひまがかつたといふようなことをさせないようにも、もつと機動的にやろうといふことであつて、しかしそりやつてやつたことが公正取引に反したり、あるいは消費者の重大な利益を害するといふことになれば、当然公取が出勤してはばかることはないのではありません。これは全然私どもと大臣は意見が一致しておりまして、公取を十二分に尊重するつもりでございませぬ。

○伊藤(卯)委員 どうも私は、山手君は多分暑い関係で少しのぼせておられるのではなからうかと思ふが、そんなのばらぬでもないです。問題は私に非常に簡単なことを何べんも繰り返しておられるわけなもので、私は法案の修正案の内容にわたつて言つておるのではない。内容にわたつてなら私は非常に意見がある。あなたは今内容を言おう、言おうとされるが、内容にわたつてなら私は反対の意見を持つておる。あなた方はとにかくこの修正案によつて共食ひ、共倒れは国家的に放任できないぞ、そういうことに名をかけた大きなものに漸次強い力を与えて、小さいものをつぶしていこうとするのである。公取は多分この点に重大な関心を持つておられるであらうと私は思つておるのである。横田委員長がその点を尊重されない、同意されないと、私どもは内容の点はあとで十分論議をいたしますが、今扱ひ上の問題を言つておるのである。だから扱ひ上の問題についてあなたがおこたわつてやられるといふことであれば、私は委員長に再度お尋ねをし、私の意見を申し上げる。お聞きのようなことで、このままの形

で私どもはこれを審議することはできません。このままの形で審議をする結果は採決をしなければならぬでしょう。採決をする場合に今の矛盾のままをそのままにして採決はできません。それでやられるとするならば民主主義は多教決の原理ですから教でやられるかもしれません。おそらく自由党の諸君は一緒の共同修正提案者であるけれども、この矛盾が明らかになつた以上は、自由党の皆さんはそれは賛成できませんといふことになつておる。だから委員長に対してどうせできるだけの時間的に上げてやろうといふ協力はするのである。ただし賛成、反対は別であるけれども、早くやれば片をつけなければならぬと思つておるのである。だから一応一つ今の調整をはつきりして、横田委員長からもこれならば公取の委員会の意見も尊重されてあります、同意もできますといふことをはつきり答弁ができるように、そういう調整をはかられた上でこの審議を進められるように委員長に動議としてこれを求めます。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。午後一時まで休憩をいたします。午後零時七分休憩

午後一時二十一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際横田公正取引委員会委員長より発言を求められております。これを許します。

○横田政府委員 先ほど山手委員の修

正案に關しまして、公正取引委員会といたしましての見解を申し上げたのでございませう、要は通産大臣の認可に當りまして公正取引委員会の意向が十分に尊重されずならば、われわれもいたしまして異存がないのでございませう、先ほど通産当局ともいろいろお打ち合せをいたしました結果、十分に公正取引委員会の意見を尊重していただくということによりまして、われわれもしいて「同意」という点を主張いたさないことにいたしました。ただし先ほど通産大臣から同趣旨のお話がございましたが、できませんならばこの際同趣旨のことを国会の意向として附帯決議の形式なり何なりでお漏らし願えれば、われわれもいたしましてまことに幸甚に存する次第でございませう。先ほどの意見の開陳後の処置につきまして、この点御報告申し上げます。

○伊藤(卯)委員 横田公取委員長からただいま御意見を伺ったのであります、どうも察するところ、あまり釈然とはしないけれども、まあ泣く子と地頭には勝てないという気がいたします。そこで公取委員会として先ほど横田委員長からお述べになったことは、この法案について非常に憂慮される点が多々あるところから、私は申されたことを非常に尊重していたのであります。御存じのようにやはり貿易の問題は、わが国の狭い国土で多くの人口に職を与え、生活を与えていくためには、貿易を伸ばす以外に道がないことは申すまでもありません。けれども横田委員長も私どもと同じ意見ではないかと思ひますのは、ややともすればそういうことを理由づけて、大きいもののみを伸ばし、いつの間にかこれに独

占的な力を与えて、そのために中小業者、弱い者が圧迫されてくる。法律の力で自然につぶされていくという結果が絶えず起ることは申すまでもないと思ひます。おそらく横田委員長はこういう点を深くお考えになって、先ほどああいう発言をされたものであらうと私は尊重しているのでもございませう。あなたのところでは通産大臣あるいは通産省がどうあらうと、独自の法律上における権能をお持ちになつておられるから、やろうと思われればあなたのところでは何ももおおそれないでおやりになることができませんけれども、しかしながら法律ができて参りますと、實際上ものが運んでいくときには、あなたの方の独自の見解による裁定によつてやられる前に、事実問題が先にどんなと進行していつてしまふのであります。だからそういう点もあなたはこの法案に対して深くお考えになつたものであると思ひます。そういう点からいまだ十分割り切ることができないから、附帯決議でもつけて、強くこれを牽制しておいてくれという御注文であらうと私はお察しますのでございませう。もちろん私どもが同意をする場合においても、附帯決議をつけませうけれども、しかしながら与党側で出されている修正案に私どもは同意できない。私どもが独自の見解から修正案を出すことになれば、あなたの御注文を私どもは入れるわけにいかないの、その場合にはたぶん山手君らの与党側の方であなたの御注文を入れてきつと出されるようになるだらう、こう私は思ひます。そこら山手君らの、悪かつた、間違つておりましたという良心的な現われであらうと思ひます。だから

ら横田委員長におかれましてはあなたのところ、申し上げましたように独自の権能、力があるのですから、それをもつて十分あなたの方の解を、見解の上に立つて、少数者が独占して多くの中小業者がのために法律の力でつぶされてしまふぬように十分そういう点をお考えになつて、これと取り組んでやられるよう強くこれは再度あなたに御希望を申し上げておきます。石橋通産大臣はたまたま横田公取委員長からお聞きになったこと等について、たぶんあなたと打ち合せの上であらうと思ひますが、法がどうであらうとも、横田委員長の御心配になつておられる点はあなたも十分おわかりになつておられるのだから、それらの点について運営上、行政処置の上において十分遺憾なくお二人の間において運営されていくように私は強くその希望を申し上げておきます。

○田中(武)委員 先ほどから大体われわれの考えておつた点につきましての質問が出ておりますので、ただ一、二の点だけをお伺いいたします。まずこの改正は独禁法の緩和のための改正でありまして、独禁法からいふならばその特別の例外を規定する改正であります。従ひまして例外規定はできるだけシビヤに、できるだけ小範囲が望ましいと思ひますのであります、今の民主党から出されておられますところの修正案はより一そうこれを緩和するといふ傾向に移つておられるようございませうが、それらの点について独禁法との例外規定との関係について、どのようなお考えになりますか。提案者及び政府から一つ……。

取引法で問題になりませう点は、独禁法政策と貿易政策とをどういふふうにするかという技術の問題になるのだと私は思ひます。最近国際貿易が非常にシビヤになつて参りました関係もあるし、もう少し機動的に日本の国内で対抗できるような態勢を整えさせたいというのが、修正案のねらいでございませう。何でもかんでも広く一般的に除外例を認めようということではなしに、貿易だけに關して、輸出にかかる物件だけについてこのカルテルを認めよう、協定を認めようということにございませう、一般的に無制限にカルテルや何かを認めようという趣旨でもないのではありません。その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 提案者にお伺いしますが、この改正が、独禁法から見ると、その例外を規定するものであるといふことはお認めになるかどうか。認められるならば、法の原則としてできるだけ例外規定はシビヤの方が望ましい。原案におきましてすでに輸出の關係からの必要な措置をとられておられるわけですから、それをなお二十日間以内で認可がなければ発効するとかなんとかいつたような日限を切つておられる。こういうような点が少し緩和が行き過ぎではないか、こういうふうに考へるのですが、それともただ貿易あるいは輸出の特別な理由、これだけの理由で裏づけられるのか、お伺いいたします。

○山手委員 二十日間の日限を切りましたことについては、従来からも通産省の方で受け付けてまして、公取と相談をする、あるいはその間にいろいろな雑音が入るといふふうなことでたらだ

らしておる。片一方日本国内の取引でございませうと、さまで問題はなし、お互いに了解はすぐつのであります。が、外国との貿易に關係をいたしますことと、どういふふうにも機動的にある一定の期間内にすみやかに返事をするものは返事をする、あるいは条件を整えるものは整えるということ、でなければいけませんので、むしろ行政事務を簡素化するといふか、すみやかに能率的にいけるようにすることによって、さらに一そう貿易の振興に役立つようにしていきたい、こういう趣旨であります。

○田中(武)委員 今の私の質問について、ちよつと大臣の見解をお伺いいたします。

○石橋國務大臣 ただいま山手委員からお答えしたように、二十日間の期限を切る、これはただらしておつてもいけませんから、二十日あれば十分だと思ひますので、けつこうだと思ひます。

○田中(武)委員 大臣は二十日間あれば十分だと思ひます、こういうことであるならば、事務的にこういう趣旨でなるべく必要なものなら早く調査をし、取り調べて認可をする、こういうことにしてやるなら、別に二十日ということな日限を法律で切る必要はないと思ひます、その点どうですか。

○石橋國務大臣 通産省としては本法の趣旨によって急いでやることはむづかしい、しかし日限を切られても一向差しつかえないのであります、あるいは今後の事務をとる上において、日限を切られた方が事務の進捗上いいかもしれないからけつこうであります。そういう例はあると思ひます。

○田中(武)委員 それではこの点は見解の相違ですからおきます。

もう一つの点は、先ほどから問題になつております点でございますが、第三十四条関係ですが、原案では同意となつており、今度は協議となつてお

る。このことについて午前から問題が出ておるわけなんです。それについて先ほど来何らかの話し合いができたか、一できなかつたかもしれません

が、できたかのごとき発言もあつたのです。そこで伺ひたいのですけれども、もし協議ということをや文字通り見ますれば、あくまで協議であつて、協議が整わなかつた場合、もちろん

これに対して公取委員会の意見を尊重するとか、附帯決議とかなんとかいう話も出ておるようでありまして、結局のところは主簿権といひますか、協議が整わなかつたときは、通産大臣の方

において決定をせられるということになるのですが、そうでございませうか。

○山手委員 私はさつきも公取の委員長及び大臣が言明をされましたように、十二分に公取と通産当局とが協議をいたしまして、具体的な案件は処理をすることになると思ひます。非常に皆さんの御心配になつておられますように、いたづらに不当な制限を付した

場合とか、国内の消費者を不当に圧迫をするような、不利になるような協定をするという顕著な事例でございます

と、これは当然不正な取引になりま

すから、公取が独自の立場でカルテルや何かに干渉していくことができるわけでありまして、と申しますのは、輸

出業者に對してもメーカーに對しま

しても、協定の変更を命じたり、破棄をさしたりするようになつておるわ

けでございますから、見解がほとんど

すれず、紙一重というようなことにつ

いては、それは十二分に相談をした

上うまく話し合ひはつていくものと

私たちは考へております。

○田中(武)委員 私が伺ひして

いるのは協議がうまく整う場合は問題

はない、協議が整わなかつた場合に最終

的な決定権はだれが持つのか、もちろん

原案によりまして同意ということにな

つておるわけなんです。それについて先ほど来何らかの話し合いができたか、一できなかつたかもしれません

が、できたかのごとき発言もあつたのです。そこで伺ひたいのですけれども、もし協議ということをや文字通り見ますれば、あくまで協議であつて、協議が整わなかつた場合、もちろん

これに対して公取委員会の意見を尊重するとか、附帯決議とかなんとかいう話も出ておるようでありまして、結局のところは主簿権といひますか、協議が整わなかつたときは、通産大臣の方

において決定をせられるということになるのですが、そうでございませうか。

○山手委員 前段の御質問はその通り

であります。最後のには通産大臣の方

で決定をするということになります

が、十二分に協議をして決定をする

ということでありませう。

それからあの御質問であります

が、それは不正な取引に属するわけ

でありますから、皆さんが非常に御心

配になるような問題については、独禁

法そのものが発動いたしますからこれ

は問題ではないわけでありませう。

○田中(武)委員 それは一般的な場合

で、これができるとその例外をなすの

だから、これはワケがはずされるので

はないですか、協議したものは……。

○山手委員 修正案を五条の第一項が

すつとわかりませうが、五条の第一項が

「前項の協定に準用する。」ということ

それらに準用されることになりませう

と、そういう解釈が出て参ります。

○田中(武)委員 同じことについて公

取委員長にちよつと御意見を承りた

いのですが、私の考へはあるいは問

違つておるかも知れませう。今提案

者が言われた点は一般的な問題であ

る。その一般的な問題に対する輸出と

いう点から、特別例外規定を設けたの

がその改正あるいはこの修正でありま

す。従つてこれによつて協議がなされ

てなお公取委員会として不満であつて

も、最終的に通産省において決定権が

ある、これによつてでき上つたところ

の協定が不正取引であるということ

で破棄するような権限があるのか、な

いのか、お答えを願ひたいと思ひ

ます。

○横田政府委員 ただいま山手委員か

ら申されましたことを補充して申し上

げますと、認可になりませうも不正

な取引方法に関する独占禁止法の規定

は排除にならないのでございませう。従

つてその点は公正取引委員会が終

始自由な活動のできる範囲として保留

してあるわけでありませう。たださほ

どからいろいろ申し上げておられます

は、認可の際に一定の条件がございま

して、その条件について意見が一致

しない場合に、法律の建前から申しま

すと公取が協議にノ一と申しましても

通産省で認可されるのでございませ

うが、しかしこの場合につきましても

が、けさほど私がお答えしたような三

個の条件に触れて参りますと、公正取

引委員会はまたその間にその手続を踏

みさせずば独占禁止法を活用し得る

ようになっておる。この二つの手段に

よりまして大体は私どもの仕事はやつ

ていけると思ひますが、けさほど申し

ましたのは、認可の際にももう一ぺん

進みましてその際にすてよくないこ

とがはつきりわかつておるものにつ

いては、こちらがノ一と申し上げたとき

にそれを認可されないように、同意と

いうことにつきましてもその点が法律

上確保されるわけでありませう。しかし

その点は一步譲りまして、事実上公取

の意見を十分に尊重していただくとい

ふことではございませう。またこの三

つの点におきまして公正取引委員会の

権限は確保されておるといふふうに私

は考へております。

○田中(武)委員 今おっしゃるよう

であるならば、私はこの修正なりは意味

をなさぬと思ひます。協議をしたがい

れなくて、最終的に意思に反してきめ

られた、しかしながら独禁法によつて

公正取引委員会としてその協定を破棄

することができ、そういうことであ

るならばこの修正は意味をなさぬと思

ひます。また協議の際においても異

議がある公正取引委員会が考へられ

るのは、勝手気ままな意見ではなく

て、公正取引という観点から見ると異

議があるということと協議が整わない



なつてきたわけでございますから、その大して問題のないものは事務を簡素化したしまして処理させようというところであります。

○田中(武)委員 おっしゃるように手続過程における時間的な問題なら、一項の方の修正の日の制限だけでいいのではないですか。その上にまたこれを二つを手続の問題だけで屋上屋を架すことはない。おっしゃる様に協議と同意との関係であるならば、私はなぜあえて修正をなされるのかということをお願いしたい。

○山手委員 その点につきましては、業者がいろいろ申請をして参りました場合には、一応の目安はついておりまして、通産省が、公取と協議はいたしませんけれども、自動的にスピードに自主的にできるだけ決裁をさす。公取はいわば独禁法の番人でございます。今御懸念のような不正な取引があれば、当然これは指摘をいたしまして、その協定の破棄を命じたり何かすることができるとございまして、その点は心配はないと私は思います。

○田中(武)委員 今の提案者の言われるようなことであるならば、ますます私は必要ないと思う。と申しますのは、いわゆる協議と同意を得る場合にどれだけの時間的な差があるかということ。公正取引委員会としても公正取引であるという観点がはつきりしない限り同意を与えないということはないと思う。また協議のときに強く反対をして協議が整わないというようなことは、公正取引上これはおもしろからぬものであるというように思う。そうであるならば、協議と同意との間にど

れだけの時間的な差があるのか。おっしゃる様に、時間的に急ぐからというだけの理由によって改正の必要があるということは、私は根拠にならないと考へます。

○山手委員 いろいろな例もあるのですが、公正取引委員会の方はいわば裁判所的な感覚でものを見ておるのです。通産省の方は、そうでない、やはり産業の助長行政を担当する責任者としては、できるだけこの見直しをつけてうまくスムーズにいけるようにという配慮もあるわけでありまして、もちろん通産省が認可をしてやりました結果が、非常な不正な取引をするような協定であったりするような場合は、これは公取の方で今言ったようないろいろな手続が発動されますが、何でもかんでも事前に公取にすべて同意を求めるといふふうな慎重過ぎるような手続を踏む必要はない。取引や何かは万般のことがたくさんあり、専門々々の分野が広いわけでありまして、何でも裁判所的なところの同意を得なければ商売や取引が行われぬというようなことは、どうも筋が通らぬように思います。

○田中(武)委員 提案者のたゞいまの御答弁であるならば、先ほど休憩中以後のお話によつて、公取委員会の意見は尊重云々という話も出ておりますが、私はそれは実行できないのではなからぬかと思う。今のような御説明であるなら、取引の上では公取委員会には要らないという結論になると思う。ただ、その結果を裁判所的に見て、悪い場合にのみ発動したらしいのだ、こういうことのように聞かされたのですが、そういう考へならこれは要らぬぢやないか。

○田中(武)委員 提案者のたゞいまの御答弁であるならば、先ほど休憩中以後のお話によつて、公取委員会の意見は尊重云々という話も出ておりますが、私はそれは実行できないのではなからぬかと思う。今のような御説明であるなら、取引の上では公取委員会には要らないという結論になると思う。ただ、その結果を裁判所的に見て、悪い場合にのみ発動したらしいのだ、こういうことのように聞かされたのですが、そういう考へならこれは要らぬぢやないか。

です。それから不要論を唱えておるよう聞かれますが、言われるように、ただ結ばれたところの協定、カルテルが時期を経、あるいはあとから見て悪いということに対してこれを取り消すということとは、これは同意であろうが協議であるから何であろうが、事情の変更があるれば当然起つてくる問題であります。私が今申し上げたのは、締結以後において起つた事態に対して申し上げておるのではなくして、締結当時からおる状態において協議と同意がどのように違ふのか、おっしゃる様に、ただ時間的な問題、手続上の問題だけが違ふというならば、大してこの修正の提案の理由にはならない。こう申し上げておるのであります。

○山手委員 この点はいろいろ議論の分れるところでありまして、しかし私どもは何でもかんでもいろいろな取引に全部公取の事前の同意を取り付けておくというふうなことが、従来實際の面から見て非常に不合理な面があったという事情からこういう修正をしたいということでありまして、公正取引委員会の存在理由は、これも十分尊重し、協議をするに当りまして、さつき大臣からもお話がありましたように、その立場を十二分に尊重し、独禁法の精神をそこなわれないように処して行く、こういう態度に変わりはないわけでありまして。

○田中(武)委員 もうこれ以上申し上げません。要はものの方の見方の違い、こういうことにならうと思ひますので、議論をいたしません。

○田中委員 中崎敏君。今までの議論を通じてまして、山手君外数名で提案されまし

たところの修正案なるものは、いわば独禁法というところの嚴重なる法律を骨抜きにして、ことに輸出取引に関する限り全面的にこれを認めないという考え方の上に立つておるために非常に無理がある。言いかえしますと、独禁法を認めながら、最低限度においてやむを得ない範囲においてこの取引法を改正するという考え方ならば話はわかるが、全面的にこれを否認する、しかも独禁法は厳然としてあるのだということに非常に無理があるならば、むしろ將來独禁法に根本的に改革を加えて、これはただ議員が思いつきでその場では行かざり、政府の方であらゆる角度から十分に検討を加へ、そうしてほんとうにこの限度まで必要であるという方針と方向を決定されたときに取り扱うべき問題だと考へておるのであります。

これ以上この問題に突っ込んでいくよりも、むしろ私は通産大臣に注文しておきたいことは、そもそもこの独禁法というものは、いわゆる占領行政として功罪相半ばするたぐいさんのことが行われた中において、ただ一つ日本の経済民主化のために、ことに中小企業者あるいは国民大衆、こういう弱い人の立場を守るための最後に取り残されたところの敵然たる保護法であるとして考へておるのであります。ところがその後になりました、政府の政治の行き方が漸次反動的になつて、また何十年か前の、戦争に負けた前の日本の姿をひそかに恋慕するの余り、ことごとくそういう方向に変えつつあるのでございまして、最後に取り残されたこの独禁法なるものが、またまたこの政府の

ととこの修正案なるものは、いわば独禁法というところの嚴重なる法律を骨抜きにして、ことに輸出取引に関する限り全面的にこれを認めないという考え方の上に立つておるために非常に無理がある。言いかえしますと、独禁法を認めながら、最低限度においてやむを得ない範囲においてこの取引法を改正するという考え方ならば話はわかるが、全面的にこれを否認する、しかも独禁法は厳然としてあるのだということに非常に無理があるならば、むしろ將來独禁法に根本的に改革を加えて、これはただ議員が思いつきでその場では行かざり、政府の方であらゆる角度から十分に検討を加へ、そうしてほんとうにこの限度まで必要であるという方針と方向を決定されたときに取り扱うべき問題だと考へておるのであります。

与党並びにこれに同調するところの自由党の手によつて、ついに最後のどたんばに追いやられてしまふというふうな状況に追い込まれたことは、非常に遺憾だと考へておるのであります。ことに私たちはその前に日本の経済の自立のために、そうして国家の真の独立をかち得るために、政府としてしなければならぬたぐいさんの事情があるのではないかと考へておるのであります。たとえば輸出の面におきまして、あるいは輸入の面におきまして、先般も問題となつたのでありますが、コムの協定に基いて共産諸国にある品物に限つて輸出ができる、ところがこの部品の輸出ができない、何たるナンセンスでありますでしょうか。たとえば日本から自動車は輸出させるけれども、その部品は輸出させない、一体何たることでありましようか。そういうことがそのまま目をつぶつて見のがされておつて、真に国の経済が守れるのか、真に日本経済の自立というものはあり得るのかということを考へたときに、こうした問題にもう少し真剣に取り組んで、そうしてまず外に持つていって全力を注ぐべきものである、やたらに日本の弱いつころの中小企業者を——大きな資本家のうしろだてとなつて、陰に暗に、やみ取引の中にそういうものを保護するような反動的なことや、極度に生活に困つておるところの大衆の、その生活について著しく大きな圧迫を加えるところのトラスト、カルテルというものを大きく復活することによつて、根本的にこれらの弱い人たちの血を最後まで吸うというふうな反動的な政策にうき身をやつさないで、もう少し外に持つていって国家の力というも

ととこの修正案なるものは、いわば独禁法というところの嚴重なる法律を骨抜きにして、ことに輸出取引に関する限り全面的にこれを認めないという考え方の上に立つておるために非常に無理がある。言いかえしますと、独禁法を認めながら、最低限度においてやむを得ない範囲においてこの取引法を改正するという考え方ならば話はわかるが、全面的にこれを否認する、しかも独禁法は厳然としてあるのだということに非常に無理があるならば、むしろ將來独禁法に根本的に改革を加えて、これはただ議員が思いつきでその場では行かざり、政府の方であらゆる角度から十分に検討を加へ、そうしてほんとうにこの限度まで必要であるという方針と方向を決定されたときに取り扱うべき問題だと考へておるのであります。

のを注ぐべきものではないかと思うのでございます。あるいは石油にいたしましても、日本のほとんど大部分は過半数を占めるところの外国資本によって独占されておる。また映画についてもそうです。二百何十本かの外国の映画が日本に輸入されるが、その百八十本、約九割近きところの映画は、一本輸入すれば三千万円もかかる、そういうように占領政策の残りであるところのこの外国の映画資本によって独占されて、今に日本の内閣はこれに手を付けようとする。ただ過去の実績、占領時代の実績にあまり目を惑わされず、何らこれに対する対策を知らない。国民の膏血を吸っておる。こういうふうな現実を目をおおってないで、真に腹を据えて、こういう問題に全力をあげて戦うべきである。国内のほんとうに弱い者を寄ってたかっただきつづぶすという反動的な政策というもの、この際大いに考えていただきたいと思うのであります。こういう意味において、一条をもつてまた一条というふうな、こういう最後の独禁法というものを全面的に変えるための突破口としてこの輸出入取引法に名をかりてやるというふうな、こういういき方に対しては私も賛成できないのであります。こういう意味において、通産大臣はもう少し対外的に力を結集して、全力を注ぐのであるというふうな考え方をもちかかどうか、まずこの法案審議の過程において聞いておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 御説は非常にごもつともでありまして、決してそれを閑却しておるわけじゃございません。大いにやりつつもあるし、また今後やるつもりでもあります。さりとてそれができるまでは国内の態勢はほうつておいていいというわけでもございませぬから、従つて今度の輸出入取引法のごきものも、やはり日本の産業を助長し、輸出を伸ばすためには必要だと考へております。今の対外的の問題は、むろんやらなければなりません。しかしそれをやらなければ、国内の体制を整えてはならぬといふことはいふと同時にやらないといふことはいふことである。それから独禁法の問題も、私はいつても申しますように、独禁法は独禁法として必要な面があります。しかしそのためにあまりにぎこちなくなるのも困る。従つて前のこの法案で公取の承認を受けるという場合にも、公取委員会は十分連絡いたしまして、公取委員においても、決して今日の実情にそぐわないことはやるといふ意思は持つておられないようでございます。従つてわれわれが承認を求めるときは、あくまでも実情に沿うようにやつてもらいたいという注文をつけておるのであります。しかし今度それが修正によつて、協議ということになりましたので、一そうその実情に沿うような取扱いを公取においてしていただければ、それは非常な有効な修正であると思ひます。

○中崎委員 もう一言言うておきたいのであります。ただいま申し上げましたことは、国内のことをほうつておけることにはありませぬ。ただ弱者にいたらずにしわ寄せして、むしろやりやすい安易な道を選びつつあるのではないかと、このことを言うておる。要は腹がまえなんです。きわめて困難ではあつても、ほんとうに國のためにやらなければならぬところの道をもう少し決意を固めて、腹を据えてやつて努力をされたかといふことは、国民のみなに映じていないといふことを私は言うのであります。まずそういうふうなものにほんとうに重点を置いて、全力をあげて外へ持つていって、防ぎ、戦うんだ、失地を回復するんだ、失権を回復するんだといふ考え方の上から立つてやつてもらいたいという腹がまえと信念を私は通産大臣に聞きたいといふのであります。もう一度その点について御答弁願ひたい。

○石橋國務大臣 これは対外問題は御承知のように初めからあまり宣伝してはなばなしにやるべきで、必ずしも成功する道ではないと思ひます。われわれは逐次じみじみにやつていきたいと考えております。外からごらんになつて歯がゆい点もたくさんあると思ひます。しかし歯がゆいのを一つがまんして、しんぼう強くやらなければ、今のコムの問題もなかなか解決しないと思ひます。でありますから、むろん決して閑却しておるわけじゃない。昨日も申し上げましたように、もう少し時間がとれるようになりまして、そこを全力を注ぎたいと考えております。

○中崎委員 この問題はちよつと考え方が違ふのであります。私はいたずらに排外感情をおぼす、そういう考え方はない。しかし國民外交の時代においては、正々堂々と主張すべきことはやるんだ、ただこそこそこそを向うの顔色を見ながらやつておるのでは、われわれの正しい主張が貫徹し得ないのではないかと、そこを言うのであります。もう少し腹を据えて、國民にとりまことにどこまでも最後の線である守るべきものは守らなければならぬ、主張すべきものは主張すべきではないか、こういうことを言うのであります。その点について一つほんとうにその心がまえでやつてもらえるのか、われわれが安心して政權がゆだねられるかどうか、そういうことを聞きたいのであります。

○石橋國務大臣 同じことを繰り返すようになりませんが、お話のように大いに國民の世論を起して戦わねばならぬというときにはさうに処置いたしたいと思ふのであります。それにはやはりよほど準備をしなければならぬ。たずねに世論だけ起して困難な立場に陥るといふことがございませぬから、むろん十分な準備をしてからかからねばいかぬと考えております。

○田中委員長 八木昇君。

○八木昇委員 二、三お伺いをいたします。今度の輸出入取引法の改正に當つては、一般に日中貿易の正常な発展を阻害する、あるいは大企業が中国貿易を独占して中小企業や一般のものに非常な犠牲を強いることになる、あるいは官僚統制を強化する、こういうふうな意味で非常に強い非難が上つておるといふことは御存じだと思ひます。そこでこの貿易問題についての根本認識をどういふふうにして持っておられるかといふことをまず最初にお伺ひしたいのです。長い間の信用を持ち、大きな資本を持ち、いろいろなものを生産し取引をやつてきたところの大資本といふものは、國際貿易の上において有利な立場に立つてきたし、今後も

ほつておけばやはりそういうふうになつていく傾向があるのではないかと考へるわけですね。それにもかかわらず、今度のような取引法の改正をいたしますと、結局中小企業者の外國貿易がこの法によつてシャット・アウトを食ふことになると思ふのです。そこで特に中小企業の振興を任務としておられる中小企業庁の長官は一体いかなる見解を持つておられるかお伺ひしたい。

○記内政府委員 この法律が施行になりましてどういふふうな運用になつて参りますか、これからの問題でございますが、われわれとしては幸いに通産大臣の管理のもとに一緒に仕事をいたしておりますので、個々の具体的な内容については、中小企業の面におもしろくない現象を生ずるといふふうな場合におきましては、具体的な事案によつてそれだけの必要な申し出をして、適當な修正なり、場合に依つてはこれの不認可なり、適當に措置して参りたいといふふうなことを考へております。

○八木昇委員 ただいまのお答へによりまして、長官としても、この法を實施される中小企業が非常に困ることになるおそれがあるといふことは感じておられるわけですね。

○記内政府委員 協定の内容によつては、場合によつたらそういう意味の協定が認可を申請される場合もあり得る、そういう場合においては、今言つたようにこれに對し適當な措置を講じてもらふように部内で調整をとつて参りたいといふふうなことを考へております。従つて認可される、あるいは不認可になりまして結果におきましては、そう

いうことのないようにむろん努力するつもりであります。

○八木(昇)委員 非常に面白い言い回しで言っておられますけれども、実際仕事をやっておられる中小企業者は、こういう取引法の改正は、貿易面における中小企業の自殺にもひとしいと一せいに非難しておられるわけです。そういう点について長官はどう考えられますか。

○記内政府委員 協定そのものが直ちに中小企業に非常な圧迫になり、不公平な扱いになるといふふうには必ずしもわれわれは考えておらないのであります。その内容いかんによって、場合によってはあるいはそういう事態も起り得るかもしれませんが、しかしすべてがそういうふうになるというふうには考えておらないのであります。しかし不幸にしてそういう事態が生じた場合には、われわれとしては認可してもらわないように措置してもらいたいと考えております。

○八木(昇)委員 それでは重ねてお伺いいたしますが、ただいまのようなお話でございましたけれども、特にこの中国貿易に対して非常に切実な要望を持って今日まで一生懸命努力を続けてきたものは、どちらかといえば大産業よりは中小企業者が多かったものであります。しかしそれらの方々の希望は、果して輸入を望んでいたものであるか、輸出をしたいという切実な念願であったのか、これらについて大臣にお答えをいただきたいと思うのであります。

○石橋國務大臣 この法律がどういふわけで中小貿易者にそんな不便を与えるというふうな解釈されるか、私にはよくわからないのであります。そんなはずはないと思います。そういうつもりでやっておるのではないのであります。これはむしろ中小企業もこれに参加することによって便益を得るもの、私は信じております。

それからもう一つは、よく言われませんが、これはよけいなことだけれども、生産者もありますから、その貿易の中小企業というものをだけをごらんになるといろいろの問題が起りますけれども、さらにその背後の生産者まで考えれば、この輸出入取引法が中小企業を圧迫する目的でできたというふうな解釈されるのは少し曲解であろうと思ひます。

○八木(昇)委員 これにつきましても非常に詳しい加藤さんがあとでさらに質問されると思うのですが、常識的に考えましても、品物を買いたいという相手側の立場は、やはり安全な品物を買いたい、質がよくて安いものを買いたい、特に中国においては重工業生産に関連のあるようなものがほしいという傾向が強いわけです。そうなつてきますと、特に組合が日本側は一本の窓口にして、直接中小企業者間の話し合う機会が薄くなつて参りますと、たださ大産業のものが売れやすいたくあるのに、さらに拍車をかけていくということになりませんか。今まで取引の実績も少く、今後優秀な製品をどんどん輸出したいというような中小企業者は、直接対中国との間にいろいろ取引をする機会が失われていくわけですが、そういうことにならないかということも再度お伺いいたします。

○石橋國務大臣 こんな組合がなくて自由に放任しても伸び得るような業者なら、組合があつてもむろん伸び得るのであります。それからこの表決権は、大企業であろうと小企業であろうと一なんですから、大きいものに特にたくさんな表決権を与えておるわけにはありませんから、これはそういう点においても公正な取扱いをしておるのであります。その中で競争に負けたのならこれはいたし方がないわけでありませう。競争力があるものなら、この法律によってかえつて保護される、かように信じております。

○八木(昇)委員 それは大臣がそう御判断になっておるのであつて、この間参考人として出席された方は、実際問題として中小企業者はそういう組合の中においては発言権が非常に乏しいと申すのであります。そういう実情ではないと思つておられます。この商工委員会に出たきた当事者の方が言われておるのですから、私は大臣のお答えにどうしても納得がいきかねるのであります。そこで私考えますことは、今日日本の特に对中国との貿易関係において、日本の政府が全力をあげて努力をしなければならぬ点、やはり輸出の振興といたしまして、国内での市場の行き詰まりにあえいで、外国貿易で息をつこうというところに一生懸命になつておる中小企業の輸出の振興をはかつていく、こういう点に当面する施策の最重点が置かれなければならぬ、こう思つておられます。だとするならば、もしかりに窓口一本化をはかるという法案が通過するにいたしまして、将来向うの中国の公

司あたりから日本の中小企業の工場の実態を視察あるいはいろいろな製品を

見て、これならば買いたいというような気持を起させるような機会をどんどん作らしてやらなくてはいかぬ、こう思つておられます。こういう点についていかがお考えですか。

○石橋國務大臣 それはこの輸出入組合の問題とは必ずしも関係がない。むろん中国の得意に対して日本の産業の実情を知らして、中小企業のものであるいはそのほかのものでも同様であります。日本の製品に対する購買維持をさせる努力を大いにすることは、これは言うまでもないことであります。

○八木(昇)委員 それは将来はどこまでもその機会を設けて、中国あたりの先方の人たちを日本にできるだけ自由に入出入りさせて、そうして特に中小企業また中国にいろいろな商品を買取り込みたいということを念願しておる企業者の工場やあるいは製品を見てもらふような機会を与えるように積極的な努力をしたい、こういうふうな了解をよろしゅうございませうか。

それでは最後に一つだけお伺いをいたします。先ほど横田公正取引委員長のお答えがあつたのですが、実は私は国会のならわしというふうなものにはまだほとんど知りませんが、私は奇妙な感じを持つわけですが、一回こういうふうな改正をして、そうして最初の政府の原案を公取と協議しなければならぬ、ということに変わつてしまふことは、これは独占禁止の建前その他から非常に困るといふことをはつきりと言つておられたにかかわらず、一時間休憩すると答へが少しばかり曲つてくる、こういうのはどうしてか解しかねます。そういうならわしがもし国会のならわ

しであるとするならば、これは国民を愚弄するものはなだしいと思つ。私などは初めてこういうところへ出て参りまして、奇妙なことが行われるところだ、こういう印象を持つておる。そこで私がお伺いしたいのは、結局するところは公取があるがなからうが、通産省が自分の判断でもつてどんなやつていける、こういう道を開くような修正案が提案になつておるわけなんです。そういうことになりませうと、これは国際貿易の面だからある程度こういうこともやむを得ないというふうな言いのがれをされますが、しかし国際貿易に扱われるところのいろいろな商品は、日本の国内で生産されておるわけですから、それが結局日本の国内のいろいろな一般の産業取引面におけるところの独占禁止の態勢をやはりこれによって阻害して行く、こういうふうなことはね返りが漸次及んでいきはしないか、こういうおそれを感じられるわけでありませう。公取委員長の御見解を承わりたい。

○横田政府委員 この同意を協議に改めますことにつきまして、私どもとしましては独占禁止法の理論上から申しまして、やはり原案の方がいいということをやさほど申し上げたのでございませうが、しかし協議となりまして、公取の意見が通るということでもございませうれば、実質において変りがないということ、一応公取といつてしまつても修正案を了承いたしましたわけでもございませう。しかしこういう考え方がだんだんに輸出以外のいろいろな面に及んでいくということにつきましては、これはよほど考えなければならぬと私は考えております。なお私どもが輸出に

ついで非常に神経質でございます。要するにそれがひいて国内取引に当然影響の及ぶ面がございますので、その点で非常に心配をいたしておるわけでございますが、この国内の面につきましてもまた別途禁止法の規定があるわけでございしますから、かりに輸出に關しまして若干のゆるみがございますけれども、国内の問題はまた別途公正取引委員会としては考えていきたいというふうに思っております。

○八木(昇)委員 結論として一つだけ聞きますが、やはり今の様な傾向が国際取引の面においても独禁法や公取委を監視するようになつて行われてくれば、国内取引の面においても將來それが影響してくるおそれは多分にある、そういうふうにお考えでございしますか。

○横田政府委員 そういふふうにお考えしておりますが、けさほどからいろいろ公取の権限ができるだけ自由に働けるようになるのとわれわれは主張いたしておるわけでありまして。

○田中委員長 申し合せ時間が非常に過ぎておりますので、なるべく簡潔にお願いをします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 委員長のお言葉でなるべく簡潔にやりますが、今まで時間が延びた原因は私にはありません。またきょうこれは当然上るにきまつておるのですから、そう私だけをいじめぬように……。

○田中委員長 あなたをいじめませんけれども、委員長の宣言は各党二十分ずつと言つておつたのですが、社会党の左派は四、五十分やるのですから少しは党内で調整してもらわないとしようがない。

○加藤(清)委員 ではしようがないから私の方にしわ寄せして、たゞいま上程されております輸出取引法の一部改正、特にきょう追加されました山手案、これについて二、三お尋ねしたいと存じます。先ほど山手案となるものはすでに、公取委と通産省とそれから提案者との三者の間にもお十分な話し合いが行われていない、バランスがとれていない、こういうことがはつきりしたわけでございますが、何をどう間違いなさつたか、同じ通産省の中でもバランスのとれていないという点があるのをご存じます。この点について一つお承知したいのでございします。民主主義の原則は大きい方

も小さい方も平等に行わなければならぬ、今大臣は決してアンバランスじゃない、平等に行われておる、こうおっしゃつた。ところが私の調べましたものによりますと、大きなアンバランスがここに生じているわけでありまして。たとえて申しますと、輸出入取引法の一部改正、山手案が出ない前のものと、それから同時に提出されております中小企業安定法と比較いたしますともさうございします。これは兩者ともそのカルテル行為を一部許すという法律であつたのでございします。今までは中小企業安定法の方はメーカーのみでございしました。ところが輸出入取引法の方は輸出入のみであつたわけでございます。ところが今度の改正によりまして、中小企業安定法の中に輸出入の取引の協定が行われるようになっております。それから逆に、山手案の追加によつて輸出入取引法の中でメーカーの協定が行われるようになった、こういうことござい

ます。そうすると同じ仕事を二つの法律が許すということになるわけでございます。これはよくおわかりだと存じます。そこでこの兩者を比較検討してみますと、まず手続の上におきまして、輸出入取引法の改正案でございます。輸出業者のみが協定を結ぼうとしますと、これはすぐに行われます。二十日以内にはちゃんとできるやうになつております。理由は事務の簡素化だといふ話です。ところでこれがうまいかない場合合には生産業者をこれに加えて行うことができます。これも二十日以内でできます。それでもなおできないときは、うまいかないときには——いやうまくいっても、なお山手案によれば生産業者の今まで認可制であつたのを、今度は、言葉は認可のままでございしますが、言葉は認可と残しておいて、実質は届出と同じ二十日以内、こういうことに相なつておるわけでございます。その理由はといへば、いわく両者の機動性を持たせるためだ、事務の簡素化だ、こういうお話でございます。

ところが同じことを中小企業安定法で行なつてみましよう。どういふ手続が要るか。まず業種指定が要ります。次に調整組合の結成が必要でございします。次に規定を作らなければなりません。次に認可、次に二十九条の発動、そしてアウトサイダーの規制、こういう六段階を必要としておるわけでございます。一体これでもバランスがとれておると言えるでございませうか。

大きな業界が結ぶ場合には二十日以内で、届け出ただけで、その許可がなくてもすでに許可をしたものと認められるやうにできておる。ところが片や中

小企業が行なう場合には、この形式、その手続でいきますと、今までに最短距離をいつたものでも一年以上かかっておるでございしますが、その間にはもう景気の変動が参りまして必要がなくなる、こういうことが多く行われておるのでございします。大臣、これでもアンバランスがないといふことがどの口をたたたくと出てくるのでございませうか、はつきりしていただき

い。○石橋國務大臣 私は中小企業安定法の方の今度の皆さん御修正については実はよくわからないのです。けれどもこれは御承知で御修正になつたのでしよう。この輸出入取引法は安定法の方とは範囲が違います。これは貿易に關するものです。従つて業者の数も少い。安定法の方は業者の数が非常に多い。そしてこれは中小企業に限る法律でありますから範囲が違つておる。仕事はどうか二重になるところもあるように思いますが、目的は非常に違つて、こう考えておられます。

○加藤(清)委員 目的が違うのではなからして、同じ仕事を許すことになるのです。大企業がカルテルを結ぶ場合ははいとやすやすとできて、中小企業が同じカルテルを結ぶ場合には手続上これほど困難がある。これでもアンバランスがないといふことが言えますかどうか、聞いておるのです。

○山手委員 加藤さんのただいまの御質問でございしますが、中小企業安定法の場合はいわゆる国内で消費する物資が非常に多くて、それが大多数であります。それを主として目をつけておるわけでありまして、そういう国内消費物資や何かを作る一般的な中小企業者の

安定法は皆さんと一緒に議員立法をしたわけでありまして。これは輸出する品物だけを対象にした場合に協定を認めようというわけでありまして、業者の数も少し、中小企業者といへども輸出する品物でそういう品物があつた場合には、この法律によつて組合を結成しカルテルを認めるよつて組合を出ることもできるわけでありまして、中小企業者だけを特に押しはすすといふことではないと思ひます。ちつとも矛盾しておらぬと思ひます。

○加藤(清)委員 言いのがれをしてはいけません。それは過去の頭です。今度改正された法律を見ますと、中小企業安定法の中に中小企業の輸出入取引の協定が結ばれるよつてにちやんとなつて御存じのほすなんです。それから輸出取引法の改正案では、あなたが今上程されたその中に国内カルテルをメーカーが結べるよつてに改正したのでしよう。そんな古い頭ではいかぬ。き

さつてそこで、それを比較すると、今のよつて大きな相違があるといふことを言つておる。私は現実を言つておる。それで中小企業安定法で輸出はやらないとおっしゃるけれども、現実陶器の輸出は全部これで今まで行われておる。そのためにアメリカ輸出で非常に困難のあることを知らぬと言へば男子とは言えませぬ。

○山手委員 中小企業安定法につきましても、できるだけこの二十九条の発動——そのほかにいふても機動的に動いて、この法案が通つたあと、さらに議員の方でこの取引法に關する修正案と同

様の修正案を上げることになっておるようでございます。だから頭を並べるようになるのだから私は思いますが、もともと安定法の場合は、国内消費物資が非常にたくさんで、この取引法の場合は輸出に関するものでございませうから、全然分野が違うというふうには私どもは解釈しております。

○加藤(清)委員 そういふふうには言われるから質問が長くなるので、輸出入取引法のメーカーのカルテルの中で、国内の場合を許すと言っているのではありません。それを除くのですか。

○山手委員 国内のメーカーの協定は、輸出にかかわる物件についての協定です。

○加藤(清)委員 だから私の言うのと比較して考えているとちがはくはなところがあるのです。ところで中小企業安定法の修正案は皆さんから出されている。それによればこれでよろしい、こういうお話ですが、大臣みずから修正案を出したのではない。大臣はそこに気がつかなかつた。皆さんの良識によれば、これではアンバランスが大き過ぎるから何とかしなければならぬというので、こういうことを今あなたにやらうとしている。後ほど出されま

す中小企業安定法の一部改正に関する法律案を見ましても、そうした認可だけに片や二十日以内、片や一月以上かかることになっておる。しかもその間大臣がその組合に諮問をした場合の日数は別に扱われることになっておる。おまけにどうかというのと、大きな企業の方は全部届け出ただけで、通知が来なければ認可と認める。こういうふうにしておきながら、中小企業の方だけは認可かまたは不認可の処分をし

なければならぬ、こういうふうになつておる。こうなつた場合に、これで平等でございませう、アンバランスはありませんとすることは、およそ日本の文字を読む人なら考えられない。いかがでございませうか。

○山手委員 加藤さんはいろいろ誤解もあるようですが、中小企業でも、輸出しようとする場合は、輸出物件については、この取引法によつて協定が結べるわけですから中小企業だけを別個に扱つておられることにはならない。中小企業もこの法律の適用を受けるわけですから。ただ安定法は、中小企業の安定そのもので、国内の消費物件や何かをたくさん扱つております業界人の数も多いから、これはおのずから違つた分野で出てくるわけでありませう。

○加藤(清)委員 答弁が私の質問の意味と食い違ひが生ずるので、質問がだんだん長くなる。そうだと答へたらそれでもういいのです。それでもう文句はないのです。

そこで今の問題ですが、中小企業が御厄介になる法律は、いずれの方が多いかということはおなたの方がよく御存じのはずなんでしょう。そうでしょう。輸出入取引法に御厄介になるか、中小企業安定法に御厄介になるか、といえ

ば、中小企業安定法に御厄介になる数の方が多し。その御厄介になる法律が、手続がきつめて煩雑にして、内容から見ましても同じです。同じだといふ。輸出入取引法よりもおつしやうですか、協定は価格から、あるいはその品質から、意匠に至るまで協定ができることに相なつておりますが、中小

企業安定法によりますと、価格と品質の協定はできても意匠の協定はできないようになつておる。事実そうじゃございませうか。出したものを見てもらいなさい。そうなりますと、さなきだに日本の意匠がイギリスから、あるいはカナダから……。

○田中委員長 質問だけ一つ……。

○加藤(清)委員 盗用だの何だので問題が起きてきているやきに、何がゆえにこの中小企業の方のみこれを協定できないような法律をあえて通そうとしていらつしやるのか。大臣どうですか。

○田中委員長 修正は議員がやつておられるのですから、大臣に答弁を求めても無理だと思ひますが……。

○加藤(清)委員 中小企業安定法の答弁……。

○田中委員長 大臣、答弁されますか。

○石橋國務大臣 その点は、皆さんの良識に訴えて一つ御検討を願ひたいと思ひます。

○加藤(清)委員 では良識によつて、中小企業安定法と輸出入取引法とのアンバランスがはつきりして、そうしてなるほど中小企業安定法は直さなければならぬ、こうなつた場合に、大臣はいさぎよくこれを認めますか認めませんか。

○石橋國務大臣 但しこういうことだけは申し上げていきたいと思います。これは輸出入に関するもので、特に貿易でありますから、その点を考慮していただきます。一般の国内の消費物資等については、輸出品におけると同じような取扱ひをすることがよろしいかど

うかということ、また別途考究を要するとは考えます。

○田中委員長 帆足計君。

○帆足委員 一言お尋ねいたしますが、二十日以内に政府が認可、不認可をきめねばならぬということでありませうが、一切の許可認可事項について長い間はうりつぱなしになつておる例が非常に多いのです。戦時中は許可認可の手續簡素化に関する特別立法が出たことも記憶しておりますが、たとえれば旅券法の問題なんかでも、あれは二カ月かかって返事がなくて、身元調べなど、私などはちゃんと資格審査が通つて、国会議員ですから、二十四時間決定できるのを二カ月たつても返答しない。当人の苦勞は大へんです。しかしその他許可認可を必要とする事項については無期限のものが非常に多い。これは直さねばならぬと思ひます。もちろん二週間のもの、二十日間のもの、また一週間のもの、一月のものというふうには範疇は分れてもいいたしようが、当然直すべきである。しかしこれを直しましたのは、独占的な大資本が国内に多少連関のあることでありますので、認可は慎重にすること、届出制でなくて認可制度にした、これは相当慎重な審査を要するものであります。従ひまして多少時間が長くなつてもいたし方ないやうにわれわれ思つておりますが、それでも放置しておきませうと、一定の日数内ではりばり手続をやつてくれというものは、私は合理的な要求であると思ひますけれども、この問題だけに元氣をお出しになつて、認可が實際は届出同様な効果を持つて、認可が簡素化されて、他の多くの庶民階級の困つておる多くの許可

認可事項については非常にほつたらかにされておつてどうにもならぬといふことは、これもまた均衡の一つだと思ひますが、もし政府当局においてそういうことについて良識がおありならば、他の許可認可事項というものを調べ下さいまして、この委員会は特に商工関係の委員会でありませうから、旅券法のことまで触れようと思ひませんが、商工関係のことですら、事例がありませうならば、そういう不届きなものがあつたならば、何らかの意味の手續簡素特別法でも御準備なさつて、または行政の施行上の手續でも御制定になつて、そうしていらつしやうに長引くようなことのないやうに、公平になさるお考えがおありかどうか、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 ただいまにその準備はいたしておりますが、御意見はまことにごもっともで、私もかねがねさうに思つておりますから、機会があらましたら、一つ御趣意に沿ひますやうにいたしたいと思ひます。

○田中委員長 これにて両修正案に対する質疑を終了いたします。

で、きわめて簡単に政府原案に対しては反対、さらにはまた山手君の修正案についても反対、社会党西派提出の修正案につき賛成、社会党両派の修正部分を除く政府原案について賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

第一点は、この法の改正案につきまして、私たちが一番懸念をいたしますのは、中小規模のものがこの組合を作ることによって、今度の改正によって仲間からはずされる危険性があるという点であります。私もやはりこういう改正によって、中小規模のものの意見が十分に尊重せられて、締め出しを食わないという一項をはっきりとここに見出すことができるならば、これについて反対をいたすものではないかもしれませんが、そういう項目がないばかりか、この法が実施せられるならば、私たちが懸念いたしております通り、独占はますます強化せられるが、中小規模のものはこれから仲間はずれとして締め出しを食うということが第一点であります。

さらに第二点は、この特殊地域すなわち中共向けの輸出入組合の問題であります。御承知のように、今日コムの制限が非常に強く縛りつけておられる。これを撤廃するために努力をしないしはこれを緩和するために真剣に努力をしていかなければならない、そのためには常駐の通商代表部を相互に設定するとか、あるいは政府当局も両国間における貿易協定の促進について努力をしていかなければならぬ。それについては通産大臣は先ほどから非常に努力をしておると言っておられますけれども、努力をしておられる姿が一向われわれの目には映らない。やつて

おられないようにしかわれわれには感じとれないので、こういうような輸出について人為的に非常な制限がある場合に、このような組合による調整、すなわち輸出入の均衡にかんして大臣の言われる拡大均衡にいかないで、縮小均衡にいくのではないかと。われわれは輸出を伸ばし、輸入を伸ばし、これがシーソー・ゲームをやつて、だんだんと拡大していくことを望んでいられるのであるが、かえつて二十三条の一項を設けることによってそれが阻害せられて、縮小均衡になるおそれがあるという考えを持っておりますがために、私もこれが削除の修正案を出しているのではありません。こういう点についても政府の原案について反対をいたしております。特に日中貿易が大企業の独占するところとなつて、中小を締め出すというところになりますならば、私たちの懸念はますます具体化して参るのであります。社会党両派が、二十三

条の規定を、原案を改正し、さらに三十八条において命令発動の処分等を十分尊重する、あるいは三十八条二項において各種認可申請なり届出の場合に、少数意見を尊重するというような修正案を出したのもこれがためでありまして、もちろんこれをわれわれが修正いたしますならば、政府原案については満腔の賛意を表するものであります。ところが山手君から修正案が提出せられました。この案に至りましては、全く政府もたじろくするくらいに独占擁護の修正案でありまして、何か事があればそれに乗じて独禁法の精神を骨抜きにしようという民主党、自

由党の精神をここに完全に暴露したものと私は考へるのであります。特に質疑応答の過程におきまして、伊藤卯四郎君の質問によつて、大臣と公正取引委員会の横田委員長との間に非常な意見の食い違いがありました。その、わずかの時間にかつたことであり、何か何が何だかわからないような意見の調整が行われたという事は、これは今後実行において非常にいろいろな問題を残すものであると考へるのであります。先ほど山手君の「同意」と「協議」、特に公取との「協議」と「同意」とをだんだんと突き詰めて参りましたところが、ほとんど「協議」と「同意」は同じようなことについて相なつてしまつた。ところがこれは山手君の全く追ひ詰められたやむを得ない答弁でありまして、実は「協議」と「同意」は完全に違ふのであります。「同意」は同意を得られなければこれを実行することができないのに、「協議」といふのは、協議をして、その協議が整わないときには、公取の意見をいれないでこれを実行することができるといふのであります。窮余の一策と同じような答弁をいたしました。これは完全に公取の存在を無視した修正案といわなければなりません。こういう意味におきまして、私は山手君の修正案に反対し、またそれを除く部分につきましても、社会党の修正案に入らざる部分については政府原案については反対をいたし、社会党両派の修正案を除く政府原案について賛成の意見を述べたいと存じます。皆さんの御賛成をお願いいたします。

○田中委員長 首藤新八君。

○首藤委員 私は自由党並びに民主党を代表いたしまして、ただいま提案された山手君の修正案に対して賛成、社会党の提案された修正案に対して反対、さらにはまた山手君の修正部分を除いた政府原案に対して賛成の意を表明いたしたいと存じます。

今回の輸出入取引法案は今日まで日本の置かれたる至上命令ともいふべき輸出の振興途上におきますあらゆる障害を一掃いたし、そうして健全にして安定した思想のもとに輸出を振興いたしたい、これを目的として立法されたものであります。また十分とは言えませんが、大体目的を達した法案だと考へるのであります。特に注目すべきは、今日まで日本経済の発展の一つのブレーキとされておりました公取の方、その後日本経済の実態に対するところの考へ方が非常に進歩して参つた。そうして今回のこの輸出入の取扱に對してしてもこれに同調するところの精神がはつきり表明されていゝのであります。最も大きな特徴は、要するに公取の考へ方が日本経済の実態にマッチしてきただといふ点にあるといふことをいわざるを得ないのであります。そういう意味から今回の輸出入取引法に對しては、山手君の修正部分を除いた政府原案に賛成いたしますとともに、山手君の修正案はこれまたただいま申し上げたように公取の許可権を一そう簡明にいたしたい、政府案は輸出業者並びに問屋業者は任意に協定ができ、そうして実行ができるのであります。今日、メーカーの方にはまだ一つの制約が置かれておつたのであります。今日の貿易の実態から考へますと、この協定は

貿易業者あるいは問屋業者よりもメーカーそのものの協定が最も効果的でありまして、これが前提でなければならぬことは議論の余地がありません。従つて寧ろ直に申し上げれば、輸出業者、問屋の協定よりも、まず先にメーカーの協定をなるべく簡明にできるような措置を講ずべきではないかと考へます。この面において山手君の修正案はその目的を達成いたしておりませんがゆゑに、山手君の修正案に賛成いたしません。社会党の修正案は遺憾ながらわれわれの目途と去ることとは違ひなものであります。反対せざるを得ないのであります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

ただいまより採決に入ります。採決の順序はまず西派社会党共同提案の修正案について採決し、次に民主党の修正案について採決し、次に政府原案について採決いたします。それではまず西派社会党提案にかかる帆足計君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少数。よつて本修正案は否決せられました。

次に民主党山手君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に、ただいま決定いたしました修正部分を除く政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって本案は民主党山手君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

ただいま小笠公留君より民自共同提案にかかるとする附帯決議案が提出せられました。まず提案者よりその趣旨の説明を求めます。小笠公留君。

○小笠委員 附帯決議の案文を朗読いたします。

附帯決議(案)  
通商産業大臣は、本法の実施に当つて、公正取引委員会の意見を十分尊重し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の精神を損なわざるよう特に留意すること。

以上であります。御承知の通りに本決議案を提出いたしました理由は、今朝来の論議から見まして十分明らかであります。そういう意味におきまして、今後の運用上の指針といたしまして、右の附帯決議案を提出いたしました次第であります。

○田中委員長 本附帯決議案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって本案は民自共同提案にかかるとする附帯決議案の通り附帯決議を付することに決しました。

この際通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。石橋通商産業大臣。

○石橋通商産業大臣 輸出入取引法を修正の上御可決いただきました。ありがとうございます。同時にただいまの附帯決議については十分私どもも最初からさような覚悟でおりますから御趣旨を尊重いたしますことを申し上げておき

ます。

○田中委員長 次に中小企業安定期法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対しては、民自両党の共同提案にかかるとする修正案が提出されております。この際その趣旨の説明を求めます。南好雄君。

中小企業安定期法の一部を改正する法律案に対する修正案  
中小企業安定期法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定の前に次のように加える。

本則(第三十条第二項及び第三十三条を除く)中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改める。  
第十五条の改正規定中「品質」を「品質、意匠」に改める。  
第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改め、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日(第三十五条の二の規定により当該申請について都道府県知事を経由させる場合においては、都道府県知事から通商産業大臣及び当該

指定業種に属する事業についての主務大臣に当該申請が到達した日)から起算して一月以内に、認可又は不認可の処分をしなければならない。

5 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において第一項の認可があつたものとみなす。

6 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第一項の認可の申請に關し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が受理するまでの期間は、これを第四項の期間に算入しない。

第二十六条及び第二十九条の改正規定中「品質」を「品質、意匠」に改める。  
第二十七条の改正規定を削る。  
第三十条の改正規定を次のように改める。

第三十条のうち第二項中「通商産業大臣は、」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、」第六条第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)(第三十六條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))の認可又は「第十六條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。))の認可又は「及び若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削り、第四項の次に次の一項を加える。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十条の二の改正規定を次のように改める。

第三十条の二を削る。  
第三十条の二の改正規定の次に次のように加える。  
第三十二条に次のただし書を加える。

但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。  
一 不正な取引方法を用いるとき又は組合員若しくは会員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。  
二 第三十条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に應じ、通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第十八条第一項又は第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による処分をした場合を除く。)

第三十二条に次の一項を加える。  
第三十条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

第三十四条の改正規定の次に次のように加える。  
第三十五条の三中「通商産業局長又は」を削る。  
附則第二項を附則第三項とし、附

則第一項の次に次の一項を加える。

2 改正後の第十六條第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後になされる認可の申請について適用する。

附則に次の一項を加える。  
4 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第二十條のうち第十四條の改正規定の次に次のように加える。  
第二十七條中「から第十四條まで」を「第十四條」に改める。  
附則第二十條のうち第二十八條の改正規定中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に改める。

○南委員 中小企業安定期法については、小笠公留君その他から一部を改正する法律案が提出されております。その一部を改正する法律案に対しては、自由党、民主党を代表いたしました、一部修正の動議を提出いたします。

まずその案文を朗読いたします。  
中小企業安定期法の一部を改正する法律案に対する修正案  
中小企業安定期法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定の前に次のように加える。  
本則(第三十条第二項及び第三十三條を除く)中「通商産業大臣」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に、「通商産業省令」を「省令」に改める。

第十五条の改正規定中「品質」を「品質、意匠」に改める。  
第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条第一項中「生産設備に関する制限」の下に「若しくは原材料の購入数量に関する制限」を加え、同条第三項第一号中「各号」を「第二号」に改め、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日（第三十五条の二の規定により当該申請について都道府県知事を経由させる場合においては、都道府県知事から通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣に当該申請が到達した日）から起算して一月以内に、認可又は不認可の処分をしなければならぬ。

5 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において第一項の認可があつたものとみなす。

6 通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第一項の認可の申請に關し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が受理するまでの期間は、これを第四項の期間に算入しない。  
第二十六条及び第二十九条の改正規定中「品質」を「品質、意匠」に改める。

第二十七条の改正規定を削る。  
第三十条の改正規定を次のように改める。

第三十条のうち第二項中「通商産業大臣は、」を「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣は、」第六條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の認可又は「若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を削り、第四項の次に次の一項を加える。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならぬ。  
第三十条の二の改正規定を次のように改める。  
第三十条の二を削る。  
第三十条の二の改正規定の次に次のように加える。  
第三十二条に次のただし書を加える。

但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。  
一 不正な取引方法を用いるとき又は組合員若しくは会員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。  
二 第三十条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第四項の請求に応じ、通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣が第十八条第一項又は第二項（これらの規定を第二十七

条において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）。

第三十二条に次の一項を加える。  
2 第三十条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整計画の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整計画の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。  
第三十四条の改正規定の次に次のように加える。  
第三十五条の三中「通商産業局長又は」を削る。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。  
2 改正後の第十六條第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後になされる認可の申請について適用する。  
4 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち第十四條の改正規定の次に次のように加える。  
第二十七條中「から第十四條まで」を「第十四條」に改める。  
附則第二十条のうち第二十八條の改正規定中「通商産業大臣を」通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」に改める。  
大へんむずかしい文章になつておりますが、法律改正の条文の点からこう

いうむずかしいことになつたのであります。  
この趣旨を簡単に御説明申し上げますと、先般改正になりました輸出取引法との均衡を考えますと、中小企業安定法につきましても、当然こういふふうにならなければならぬ結果が生じて参りますので、修正を提議しような次第であります。

なお農林水産委員会からの通牒もございまして、通商産業大臣專管を、いわゆる主務大臣並びに中小企業庁が中小企業に関する一般権限を持つております関係から、通商産業省と共管という形に法律を改正する必要があるのので、今の修正案を提出しような次第であります。

○田中委員長 討論の通告がありまして、これを許します。田中武夫君。  
○田中（武）委員 ただいま議題となりました中小企業安定法の一部を改正する原案並びに修正案に対し賛成するに当りまして、政府並びに提案者に、社会党を代表して若干要望申し上げ、これを条件として賛成いたしましたことと存じます。

先日來の質問の際にも申し上げたのであります。中小企業安定と輸出の振興にあるのであります。本法においては中小企業の実態はおそらく救われないので、政府はすみやかに中小企業救済の対策を樹立せられたい。先日も申し上げたように、本改正により零細な企業が圧迫を受けるおそれがあり、中小企業の内部のより小の部分の振り落す結果となるおそれが多分にあるので、このような結果を来さないような措置と、調整組合の運用が組合

員中の中小企業の権利を侵したり、非民主的にならないように格段の指導が必要と考へます。また調整組合に中小企業に対する政府の救済責任を転嫁するというようなことのないように注意していただきたいと思ひます。またただいまの修正案は、先ほど採択せられた修正案との間に不均衡の点もありませんので、この不均衡な点もすみやかに政府の方で考慮していただくことを強く要望いたします。以上の点を申し上げて賛成いたします。

○田中委員長 これをもつて討論は終了いたしました。  
直ちに採決に入ります。  
まず民自共同提案にかかる修正案について採決いたします。本修正案に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決をせられました。  
次にただいま決定いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。これに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は民自共同提案にかかると決しました。  
ただいま首藤新八君より民主及自由党共同提案にかかる本案に対する附帯決議案が提出されました。この際提出者の趣旨弁明を求めます。首藤新八君。  
○首藤委員 私はこの際この中小企業安定法の一部を改正する法律案に対し



て附帯決議を付することを提議いたします。

まず案文を朗読いたします。

中小企業安定法の一部を改正する法律案(附帯決議案)

一、本法及び中小企業等協同組合法等において、その中小工業者たる事業者とは、常時使用する従業員が三百人をこえないものをいうのであるが、本法及び協同組合法等施行の実情にかんがみると、業種によつてはかさか過小にして、これらの制度を利用できない企業もあるもので、近い将来これを引き上げるよう措置すること。

二、現下の中小工業のうちには、自主統制の手段をもつてはとていその不況の深刻性と慢性化とを打開克服し得ないものがいまだ相当多数あるにかかわらず、調整組合結成の業種に指定せられないものがある。

よつて、政府は、所定の要件を具備するものについて、業界の実情に則して、すみやかに業種指定を行うよう措置すること。

以上であります。

第一番の三百人をこえないものというものが現行法の根本であります。業種によりますと、経営の実態は中小企業でありますにもかかわらず、これが手工業であります。関係上、往々にして四百人あるは五百人の従業員を雇用しているものが相当あるものであります。しかも今日の経済不況に直面いたしましたとき、どうしてもこの安定法を適用いたしたいと強く要望しながら、この三百人という制限に制約されて安定法の適用が不可能になつておる、かような実情にかんがみまして、この際かような特殊の業種によりましては三百人以上を適当に認めることが適当であらうという考え方に立つておるのであります。

第二の業種指定であります。これは今さら私から詳しく申し上げるまでもなく、今日安定法の適用をいたすものはあらかじめ業種の指定が行われておりますが、最近における日本の経済は全くベニツクの前後と申し上げてもあえて過言でないほど不況は深刻化しておるのであります。よつて今日までは指定しなくてもよからうという考え方から指定されなかつた業界も、今日におきましてはこの実態ではどうしても指定いたし、安定法を適用しなければならぬという業種も相当あつておられますがゆゑに、この際これらの業種もできるだけすみやかに指定すべきである、かような考え方からこの附帯決議を提案いたしました次第であります。何とぞ御賛成下さることをお願い申し上げます。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 次いで科学技術に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。前田正男君。

○前田(正)委員 この際石橋通産大臣及び高橋経産長官に質問をいたしたいと思ふのであります。この科学技術行政及び原子力の問題につきまして、過日この商工委員会におきまして全会一致をもつて決議をいたしました。両大臣からその決議には賛成であるという趣旨の御答弁をいただいたのであります。従いまして私たちは政府がこの原子力の問題、科学技術行政の問題について御提案になるものと思つて待つておつたのでありますけれども、いざにしては一向に御提案の御様子がないやうであります。そればかりではありませぬ、過日小委員会におきまして実は通産省の官房長の意見を求めましたところ、われわれの小委員会の決議にはあまり賛成しない、経済審議庁と一緒に科学技術をやつたらいいのだ、こういうことを申されました。われわれといたしましては、事務当局の意見でありますけれども、はなはだ本意でありません。そこで過日私は小委員会におきましてこの決議案の趣旨に基づくところの法律要綱を作成いたしました。各委員のお手元にお配りいたしましたのであります。さらにその要綱に基づきまして、ただいまお配りいたしましたような法律案の要綱及び原子力平和利用審議会設置法案の原案とを制作しまして、これを衆議院法制局と相談いたしました。さういふような法案の準備をいたしました

わけであります。この法案につきましては、私どもの方の自由党におきましては、政務調査会に諮りましたところ、この内容については全員賛成でありまして、商工関係及び行政部門においても賛成であります。またわれわれの方から提案するならば閣下委員会においても迅速にこの問題を処理しようという協力的な申し出もあるわけでありまして、しかしながらわが党におきましては、こういう科学技術の新しい役所を伴つてくるのは極力政府が提案すべきものではないか、こういうような話がありますので、私はこの際緊急質問をいたしました。政府でこの法案は提出するお考えがあるかどうかということをお聞きしまして、政府がこれを提出するお考えがないならば、私はあらためて議員提出をいたさなければならぬというやうな重大な決意をしなければならぬと思ふのであります。そこでこの際両大臣から政府の誠意ある答弁をお願いしたいと思ふのであります。まず科学技術行政につきまして問題になるところは、何と申し申しても一部政府の事務官僚が考えておりますやうな経済と科学をつなごうというやうな考えで、私は日本の科学技術の行政を確立することができないと思ふのであります。私たちの日本で一番、また世界的にもすぐれておると思はれることは、応用の問題ではなくて基礎研究の問題であります。基礎科学の方は世界的にも相当有力な地位を持つております。しかしながらそれが応用ができないために、たとえばレーダーの点等を申し申してもおわかりの通り、日本で学問的に考えられましたものが、よその国

において実用化されて、しかもわが国の敗戦の一つの原因になったというやうな実例まであるものであります。従いまして私たちは日本の発展のためには学問と科学とをいかに結ぶかということが重要な問題である、こう考えておるのであります。従いまして政府の役人が考えておるやうな経済と科学を結ぶということとはそう重大な問題ではないと考へておるのであります。そこでこの学問をいかに科学技術と結びつけるかという点については、ぜひとも総理府の外局といたしまして、総合調整するやうな科学技術庁というものを設けなければならぬと思ふのであります。また私どもは経済審議庁の人たちにもいろいろお話を伺つておりますけれども、現在の学術会議、科学技術行政協議会その他の問題をそのままにいたしまして、経済審議庁とこれをくつつけて、今度経済企画庁と名前が改められます官庁が果して十分にこの問題を処置していただけるかという、私はできないと思ふのであります。やはり私は、これらの学問と科学技術とをいかに結びつけるかという問題を解決しない、日本の科学技術の行政というものはあり得ないと思ふのであります。

次に大きな問題といたしましては原子力の問題でございます。この原子力の問題につきましては、かねてから学者その他各方面におきまして、当然これを統括する機構を作るのがほんとうではないかということ考へておるのであります。また政府もこの統括機構を早く作りたいたいことを申しておられたのであります。高橋大臣はまだ御出席になりませんが、さうい

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

うことをたびたび明確に申されてお  
る。ところがこの統括機構ができる前  
に、御承知の通り原子力の濃縮ウラン  
を受け入れるところの仮条約を結ばれ  
た、ところがそれが新聞に出ておりま  
すように、その条約には誤訳があつた  
ということであるのであります。政府  
の責任あるところの行政官庁に原子力  
の審議をする機関というものが無いの  
であります。いわゆる閣議決定の利用  
準備会というようなものがあるにすぎ  
ない。私はこれではこういうような誤  
訳問題が起つてくると思つておりま  
す。さらに最近におきましては、高橋  
大臣の言といたしまして、財団法人の  
原子力研究所を作るといふようなお話  
が出ておりますが、原子力研究所を作  
ることは私たちが賛成でありまして、  
この問題についてもまた問題点が別に  
あるわけでありまして、すなわち濃縮ウ  
ランを受け入れられるところの濃縮ウ  
ランを使うところの炉とか濃縮ウ  
ラン受け入れのための予算といふもの  
が現在ありません。現在あります予算  
といふものは第一炉の予算でありま  
す。従つてこの予算といふものを早く  
実用化しなければならぬ、またこの濃  
縮ウランを受け入れるについても、政  
府としては早くその方式を定められて  
予算化のための努力をしなければなら  
ぬと思つています。従いましてこれら  
の問題を審議する機関といふものをど  
うも早く作らなければ、単に財団法人  
の原子力研究所といふものを作つて、  
それでもつて話を進めていくわけには  
いかないと私は思つております。従  
いましてこの原子力問題におきまして  
は、何とか早急にも閣議を統一す

るための原子力の平和利用に関する審  
議会といふようなものを早く作る必要  
があると思つております。ところが  
この問題につきましては、学者側は行  
政委員会を作る、あるいは官庁の方に  
おきましては単なる審議機関を作ると  
いふようなことで意見が不統一のため  
にこの問題が延び延びにされまして、  
条約の締結であるとかあるいは財団法  
人であるとか、こういうようなことを  
進められておられますので、今日いろ  
ろと入りまじつた問題があると思つて  
おります。せつかく国会を開いてお  
る最中でありまして、しかもこの商工  
委員会においては全員一致をもって原  
子力機構といふものを含めた科学技術  
行政を確立しようじゃないか、こうい  
うように決議されておりますから、そ  
ういふような法案を提出されて、この  
国会において少くとも政府は原子力の  
統括機構を確立され、科学技術を確立  
されると思つて、必要があるのじゃないか  
と思つておられます。そのままだして  
おいて単なる既成事実を作つていきま  
すと、今日問題になつておられますよ  
うな研究におきましてはいろいろと  
つまらない問題が起つてくると思つて  
います。これはやはりこういう統括機構  
といふものを早く作つて、閣議を統一  
いたしました。それに沿つて官民その他  
学界もみなあげて協力して日本の発展  
のために努力していくべきであると思  
は思つておられます。そういう意味に  
おきまして、たゞいまいお手元に配りま  
したように、大体われわれの決議に基  
きまして衆議院の法制局において両法  
案はいつでも提案できるような態勢を  
整えつつあるのであります。この問題

につきましましては両派社会党の諸君も、  
党の方の態度はまだ未決定のようであ  
りますけれども、しかしながら決議の  
趣旨もありませんので、大体決議に御賛  
成のようでありまして、また資料とし  
て配りました通り、新たに十月から出  
発いたしました通り、予算は三年で二  
千五百万円ほどしか要らない、しかもこ  
れはじきに要するわけではありませ  
ん。人員が充足されてから要するので  
すから、実際には千五、六百万円を予  
備金から支出すればできる、しかも来  
年度の科学技術の予算の重要な査定が  
できるといふことでありまして、政府  
でございましたも大して問題のないこ  
とであると思つておられます。こ  
ういふような意味におきまして、大  
私たちの党におきまして、この内容  
については商工、行政部門等の政務調  
査会においては賛成である、社会党の  
諸君も多分今までの経過から見て賛成  
されると思つて、もし政府が提出さ  
れないと思つて、われわれも党の  
正式機関に諮りまして、議員提出の手  
続を進めたいと思つておられます。も  
しこれを提出するといふことになりま  
すれば、私はこの国会において通過す  
ることはむずかしくないと思つてお  
るのであります。私たちが好んでみ  
ずから提出したいと思つておられま  
せん。行政機関でありますから、なる  
べく政府が御提案になるのがほんとう  
であると思つておられます。しかし政府  
の方では一向に進められない、ことに  
過日のお話ではあまり賛成でないよう  
な答弁を伺いましたので、私はこの際  
政府が提案されるのに必要なように、  
法案も資料も整えて、あしたにでも政  
府が提案できるように用意いたしました

でありますから、この際政府が御提案  
になるかどうか、また民主党の諸君の  
中には、一部経済企画部に賛成である  
ような話も出ておるようでありませ  
れども、またわれわれの聞いておる範  
囲の中には、私たちが科学技術の方  
に賛成である方もあるように私たちが  
聞いております。そういうようなこと  
で、民主党の中では決議はまだきま  
っておらないようでありませぬ、  
そういう決議の趣旨もありません、  
で、これはいよいよ御提出になるとい  
うことになれば、多分賛成されるよ  
うに思つております。大体国会の情勢はそ  
ういふような状況でありますから、一つこ  
の際大臣の率直な御意見を伺いた  
したいと思つておられます。

○石橋國務大臣 大へん御努力で、こ  
ういふような案ができて、これは  
さうそく研究をいたしますが、実は先  
般御決議の科学技術行政の問題につ  
いては、経営を中心にして研究してお  
ります。何とか結論を早く出したい、  
それから原子力の問題でも同様であ  
ります。どこにどういふ機関を置いて統  
轄するかという問題につきましては、  
経営を中心にして研究中でございま  
すから、今度のこの起草の案も十分参  
照いたしました。できるだけ早い機会に  
政府の態度をきめたいと思つていま  
す。

○田中委員長 この際委員諸君に申し  
上げます。さきに決定いたしました石  
炭鉱業合理化臨時措置法案についての  
社会労働委員会との連合審査会は、社  
会労働委員長と協議いたしました結  
果、来たる十九日午前十時より開会す  
ることに決定いたしましたから御了承  
願います。  
残余の質疑は後日に行うことといた  
す。

〔参照〕  
輸出入取引法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)に関する報告書  
中小企業安定法の一部を改正する法  
律案(小笠原君提出)に関する報告  
書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔都合により別冊附録に掲載〕  
午後三時十九分散会

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局